

安芸高田市地域福祉計画 (第2次)

計画期間:2025年度～2029年度



2025年3月

安芸高田市

は じ め に

本市では、急速な高齢化や人口減少が進む中、地域社会における福祉課題が複雑化、多様化しております。このような状況を踏まえ、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域で暮らす市民が日頃から顔の見える「おたがいさま」でつながり、誰も置き去りにしない”あったかい”まちづくりを進める必要があります。



第2次安芸高田市地域福祉計画の策定にあたっては、新たな社会環境の変化や課題に対応し、本市の地域福祉を推進するうえでの指針とするため、第1次安芸高田市地域福祉計画から引き続き、地域共生社会の実現に向けて「重層的支援体制整備事業への実施に向けた取り組み」と「再犯防止推進計画」を新たに盛り込んでいます。

本計画は、これまでの福祉サービスの提供に加え、地域住民の皆様が互いに支え合い、助け合う「共助」の精神を重視し、地域全体で福祉を支える体制づくりを目指すものであります。

この計画を通じて、市民一人ひとりが地域社会の一員として尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。市民の皆様の、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力と貴重なご意見をいただきました安芸高田市地域福祉計画策定委員会委員をはじめとする各種団体の関係者の皆様、市民の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

2025 年3月

安芸高田市長

藤本悦志

～目 次～

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	国の動向	2
3	地域共生社会の実現と地域福祉の推進	4
4	計画の位置づけ	8
	(1)地域福祉計画と地域福祉活動計画	9
	(2)計画とSDGsの関係	10
5	計画の策定体制	11
6	計画の期間	12
7	地域福祉における圏域	13

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1	人口や世帯の状況	14
	(1)人口の推移	14
	(2)出生数等の推移	15
	(3)世帯数の推移	17
2	支援を必要とする市民の状況	18
	(1)高齢者のみの世帯数の推移	18
	(2)寝たきり高齢者数の推移	19
	(3)要支援・要介護等認定者の推移	20
	(4)障害者数の推移	21
	(5)生活保護受給者及び世帯数	23
	(6)児童扶養手当受給者数の推移	24
	(7)就学援助率の推移	25
3	地域の状況	26
	(1)社会福祉の実施体制	26
	(2)安芸高田市社会福祉協議会	27
	(3)社会福祉法人	27
	(4)社会福祉連携推進法人	28
	(5)安芸高田市人権福祉センター(隣保館)	28
	(6)民生委員・児童委員、主任児童委員	29
	(7)地域振興会	30
	(8)老人クラブ	33
	(9)NPO法人	33
	(10)ボランティア団体	34
	(11)労働者協同組合(ワーカーズコープ)	34

4	既存アンケート調査の結果	35
	(1)アンケート調査の概要	35
	(2)アンケート調査の結果	36
	(3)各種団体へのヒアリング調査の結果	37
5	本計画で取り組むべき課題	41
	(1)福祉に対する住民の意識の向上	41
	(2)情報発信の工夫	41
	(3)地域福祉活動の担い手の確保	41
	(4)顔の見える関係づくり	41
	(5)権利擁護の推進	42
	(6)重層的支援体制の強化による地域生活課題への包括的な対応	42
	(7)社会的孤立、制度の狭間等の問題への対応	42
	(8)災害時の支援体制の強化	42

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	43
2	基本目標	44
3	地域福祉を推進するための重点的な視点	46
4	計画の体系	47

第4章 施策の展開

基本目標1	地域福祉の意識づくり・担い手づくり	48
①	地域福祉の意識づくり	48
②	地域を担う人材の育成	49
③	福祉、介護人材の確保等の推進	50
基本目標2	地域で支え合う仕組みづくり	51
①	地域での支え合い、見守り体制等の拡充	51
②	社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実	54
③	防災、防犯に備えた体制の構築	55
基本目標3	安心して暮らすことができる福祉のまちづくり	56
①	情報発信の充実	56
②	包括的な支援体制の構築	57
③	社会福祉協議会等の充実	58
④	虐待等の防止及び権利擁護の充実	59
⑤	地域福祉とまちづくり施策の連携促進	59
⑥	身近に相談できる場の充実	61

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1	計画策定の背景と趣旨	63
2	計画の位置づけ	63
3	計画の期間	63
4	成年後見制度	64
5	本市の現状	65
6	計画の内容	70
	(1)基本目標	70
	(2)基本施策	70
	基本施策1 虐待等の防止及び権利擁護の充実	70
	基本施策2 利用者支援体制の整備	72

第6章 再犯防止推進計画

1	計画策定の背景と趣旨	73
2	計画の位置づけ	73
3	計画の期間	73
4	計画の対象者	74
5	統計データ	74
6	計画の内容	79
	(1)基本目標	79
	(2)基本施策	79
	基本施策1 就労・住居の確保等を通じた自立支援	79
	基本施策2 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施	81
	基本施策3 民間協力者の活動の促進	81
	基本施策4 再犯防止に向けた基盤の整備	82

第7章 計画の推進

1	計画の推進体制	83
2	計画の進行管理・評価	84
3	財源の確保や社会資源の活用	84

資料編

1	地域福祉計画策定委員会規則	85
2	地域福祉計画策定委員名簿	87
3	策定経過	88
4	関連資料	89
5	関連計画・報告書一覧	98
6	地域福祉年表	100
7	用語解説	103

1 計画策定の趣旨

我が国では、近年の少子高齢化や核家族化の急速な進行により、地域での人々のつながりが薄れてきています。加えて、情報通信技術の進歩に伴い、人々の生活環境が変化し、ライフスタイルの変化や多様な価値観の広がり等、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し続けています。

このような社会情勢の中、本市においても、認知症等で支援を必要とする高齢者の増加、ひきこもりによる社会からの孤立、ダブルケアやヤングケアラー、子育てに関する不安や負担感、8050 問題等の複雑かつ複合的な課題を抱える世帯の増加が顕在化しています。また、経済的困窮や災害時の避難行動が困難な人への支援における課題等、行政の分野ごとの支援体制だけでは解決が難しい地域生活課題が生じています。

これらの課題解決に向けて、国では、地域住民や地域の多様な主体が自らの課題として地域の様々な問題を受け止め、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にしながら地域をともに創っていく「地域共生社会」の重要性が示されています。

本市では、2020 年3月に「第1次安芸高田市地域福祉計画」を策定し、地域福祉における具体的な取り組みを展開してきました。基本理念は『地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現』を掲げ、すべての人の人権が尊重され住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるように、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指してきました。

特に、「団塊の世代」(1947～1949 年生まれ)が後期高齢者(75 歳以上)となることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎え、人口構造の変化により、様々な問題が発生すると懸念される「2025 年問題」に対応する必要があります。

この度、第1次計画が最終年度を迎えるにあたり、既存の制度だけでは対応しきれない課題や今後取り組むべき事項を新たに加えて、関係機関が協働しながら「縦割り」ではなく「横断的な」取り組みを推進していくため、「第2次安芸高田市地域福祉計画」を策定します。

なお、本計画には成年後見制度の利用促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)第 14 条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)第 8 条に定める「地方再犯防止推進計画」を内包しています。

2 国の動向

年	動向
2000年	○ 「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改称 ・「地域福祉の推進」を掲げるとともに地域福祉計画の策定を新たに規定 ○ 介護保険制度の開始
2006年	○ 障害者自立支援制度の開始 ・精神障害のある人も対象とされる
2013年	○ 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改称 ○ 障害者総合支援制度の開始 ・難病患者等も対象とされる ○ 災害対策基本法改正 ・避難行動要支援者に対する災害時に備えた地域での見守り・支え合いの体制強化
2015年	○ 子ども・子育て支援の新制度の開始 ・幼児教育、保育支援における質と量の向上が図られる ○ 生活困窮者自立支援制度の開始 ・経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、個々の状況に応じた支援を展開 ○ 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の策定（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告） ・「全世代・全対象型の地域包括支援体制」を構築していくべきというこれからの福祉の方向性を提示
2016年	○ 社会福祉法の一部改正施行 ・福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度改革と福祉人材確保促進を規定 ○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ・市町村に制度の利用促進のための基本計画の策定が努力義務とされる ○ 再犯の防止等の推進に関する法律の制定 ・市町村に地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされる
2017年	○ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定 ・「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とし、自立支援・重度化防止に向けた取り組みや地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等が掲げられる ○ 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の告示 ○ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）
2018年	○ 改正社会福祉法施行 ・市町村に地域福祉計画の策定が努力義務とされる ・地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけ ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念、包括的な支援体制づくり、地域福祉計画の充実を規定

年	動向
2020 年	○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律制定 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設
2022 年	○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律制定 ・地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活拠点等の整備が市町村の努力義務とされる ・障害者本人が就職先・働き方についてより良い選択ができるよう支援するサービス「就労選択支援」を創設
2024 年	○ 共生社会実現を推進するための認知症基本法施行 ・認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(＝共生社会)の実現を推進することを目的とする ・市町村に認知症施策推進基本計画の策定が努力義務とされる ・内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症推進本部を設置 ○ 孤独・孤立対策推進法施行 ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部を設置 ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くように努める

3 地域共生社会の実現と地域福祉の推進

(1) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを指します。

第2次計画は、多様化している社会問題に対して包括的な支援体制を構築するため、相談支援体制、参加支援、地域づくりを一体的に推進する地域共生社会を目指します。

(2) 地域福祉の推進

社会福祉法の目的として、社会福祉法第1条に「地域福祉の推進」が明記されており、社会福祉法第4条では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者が位置づけられています。

「地域福祉」とは、地域社会全体の福祉を向上させることを目的とし、住民一人ひとりが身近な地域の中で、自分らしく安心して暮らせる環境を整えるための取り組みのことを指します。これには、個人や家庭、地域コミュニティが協力し合い、互いに支え合うことが重要です。

○社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

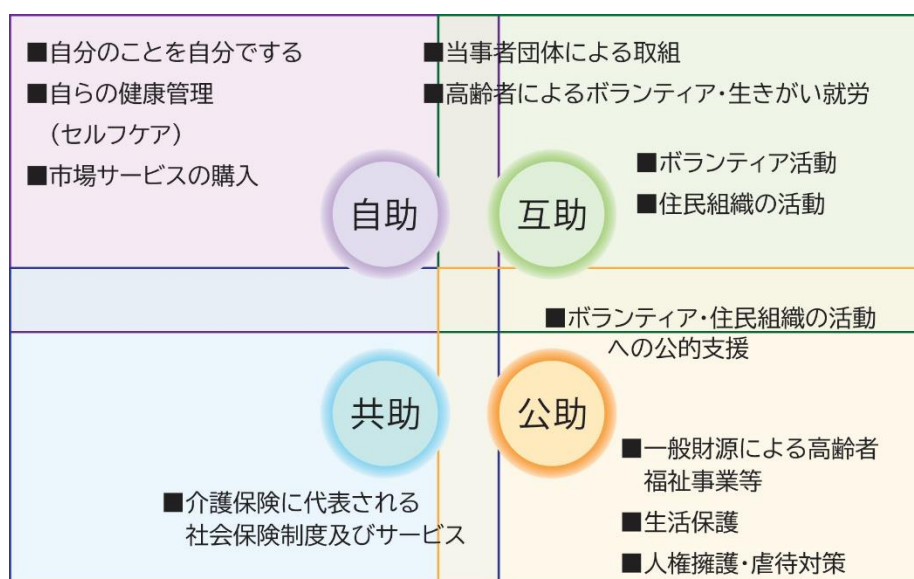
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(3) 自助・互助・共助・公助の関係性

地域における生活課題がより複雑化、複合化している現在、自分でできることは自分でする「自助」、家族や友人・知人、近隣の人、ボランティアとの助け合いによる「互助」、国民健康保険や介護保険等の制度化された支え合いによる「共助」、困窮等の「自助」、「互助」、「共助」では対応が難しい場合に必要となる生活保障を行う公的支援の「公助」の“4つの助”の連携によって解決していく取り組みが必要となります。

地域福祉の推進に努める主体(担い手)は、地域住民等(地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者)です。社会福祉法(第4条第1項)では、地域住民等は「(前略)地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されているように、“4つの助”で基礎となるのは「自助」であり、「自助」を支えるのが「互助」になります。「互助」で難しい課題には「共助」で対応し、「自助・互助・共助」でも難しい課題には「公助」での対応という関係性と連携で成り立っています。

図表 1-1 「自助・互助・共助・公助」の関係性



資料「厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書」

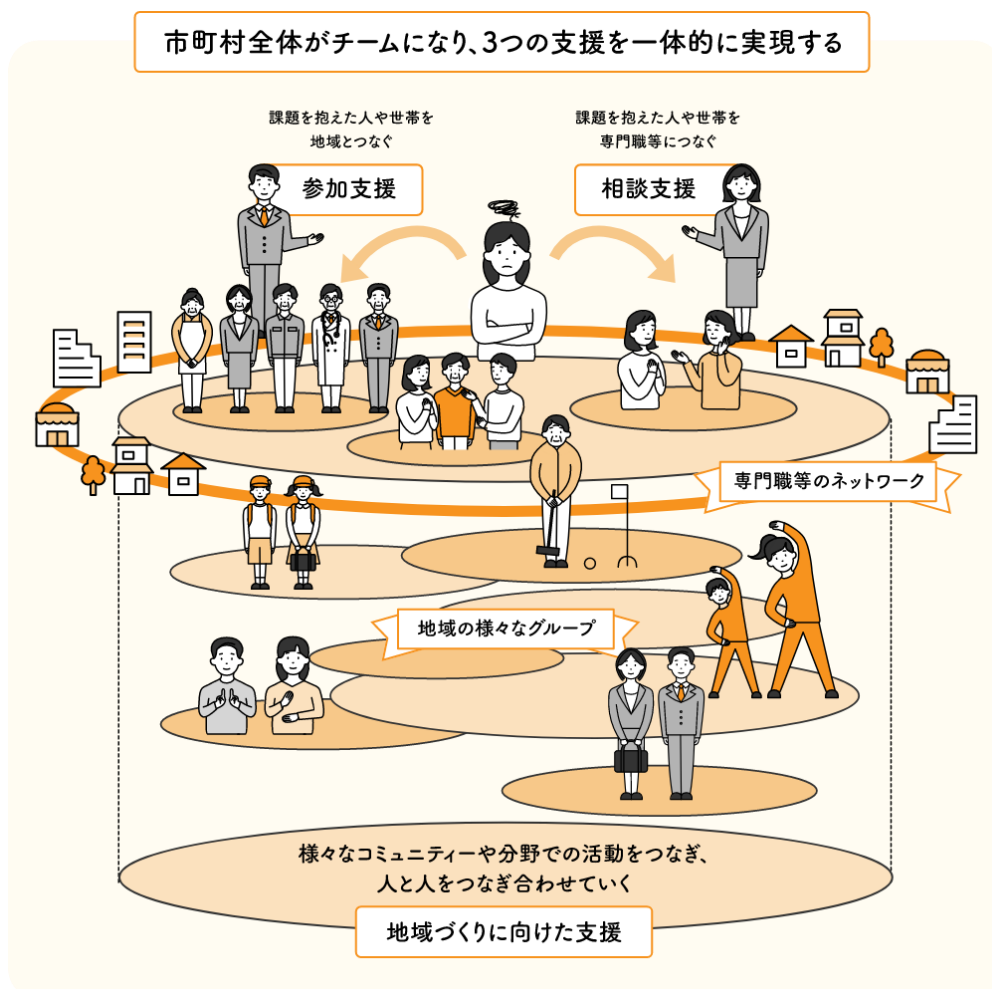
（４）重層的支援体制の整備

2017 年の社会福祉法改正により、地域福祉推進の理念が規定され、これを実現するために、市町村は「包括的な支援体制づくり」に努める旨が示されました。市町村において「包括的な支援体制」の構築を推進するための事業として、2020 年の社会福祉法改正により創設されたのが重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業は、従来の分野別の支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した課題に対応できる体制をつくることを目的としており、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することとなっています。

安芸高田市においても、安芸高田市社会福祉協議会をはじめとする関係団体と協議しながら、当計画期内での実施に向けて準備を進めていきます。

図表 1-2 重層的支援体制整備事業とは



資料「厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト」

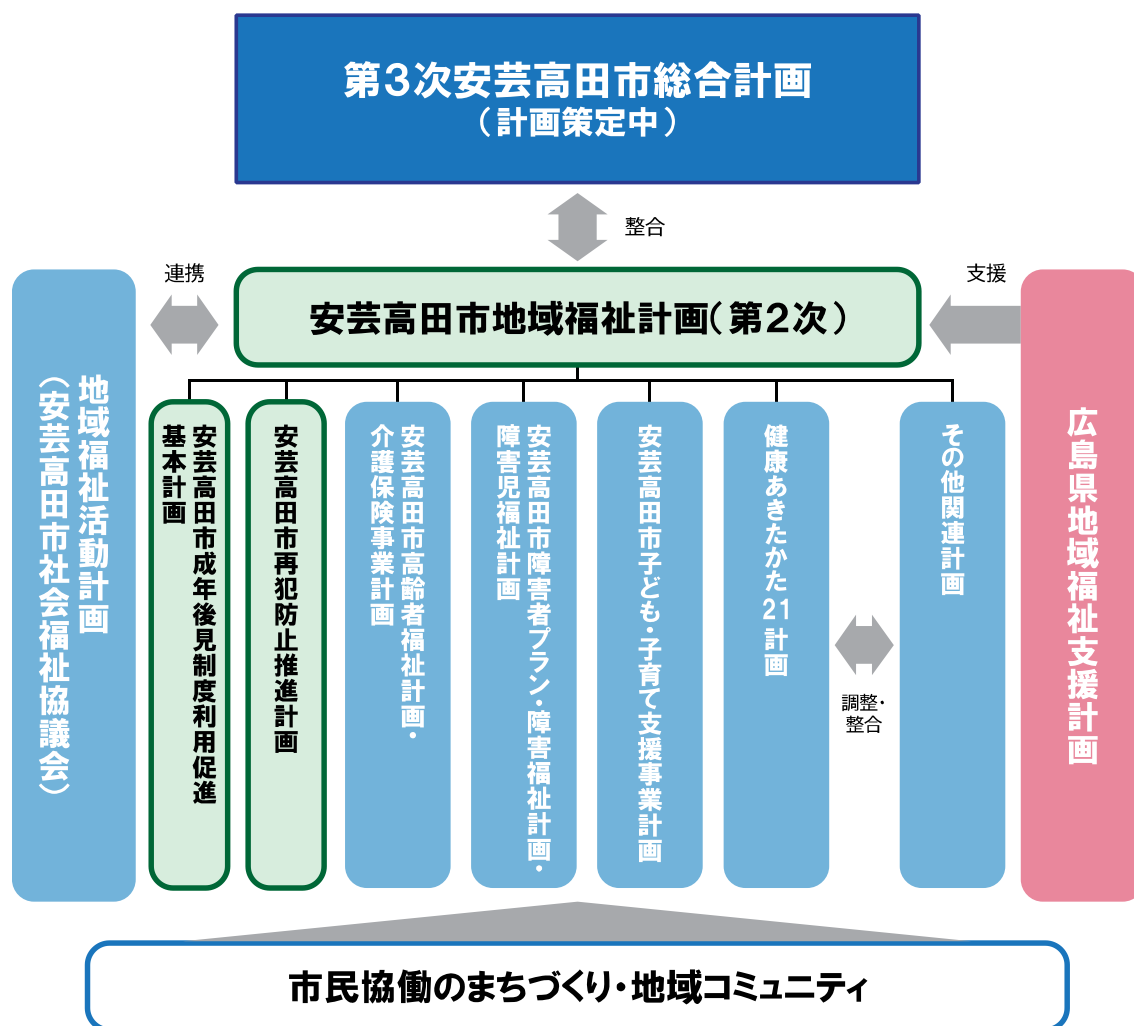
4 計画の位置づけ

「地域福祉計画(市町村地域福祉計画)」は、社会福祉法第 107 条に位置づけられており、その規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための福祉分野の「上位計画」です。

本計画は、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障害者、子ども等、地域福祉の推進において関連がある分野との連携を図ります。

また本市では、地域福祉の基本理念や施策の方向性を共有しながら、市と社会福祉協議会とが連携し、地域の社会資源の発掘と社会福祉協議会が持つノウハウを活かしながら実践に移せるよう、本計画を策定しました。

図表 1-3 本計画と他関連計画との関係



(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域に関わるすべてのものが主役となって進めていくための理念や仕組みをつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である市町村社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域で福祉活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互に協力・連携し、具体的な地域福祉の推進を目的とした実践的な行動計画です。

この二つの計画は、表裏一体の関係にあることから、協働を深めることにより、互いに補完・連携し、一体的な推進を図っていきます。

○社会福祉法(抄)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては(中略)が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 計画とSDGsの関係

2015 年の国際連合において採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、すべての人々にとってよりよい社会の実現に向けた2015年から2030年までの世界共通の目標です。SDGsには、「誰一人取り残さない」持続可能な17の目標と169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、本市の目指すまちづくりの理念とともにSDGsの視点を踏まえながら、具体的な取り組みを推進していきます。



【SDGsの17の目標】

目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10 人や国の不平等をなくそう	国内及び各国間の不平等を是正する
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料:国際連合広報センター

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、次のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

(1) 策定体制

地域福祉に関する事項を審議するため、自治組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉に関する団体等で構成する「安芸高田市地域福祉計画策定委員会」を設置し、策定を進めました。

(2) アンケート調査結果の活用

安芸高田市内に在住する市民を対象として、地域の付き合いの状況や地域福祉活動の参加状況、地域福祉についての意識等を把握するため、本市における既存計画のアンケートを参考に関連する課題の整理・分析を行いました。

また、民生委員・児童委員、福祉事業者等を対象としたヒアリング調査を実施し、地域福祉に関連した活動を実践されている方々からの意見聴取を行いました。

(3) 意見公募手続制度（パブリックコメント）の実施

本計画に市民の意見を反映させるために、以下のとおりパブリックコメントを実施しました。

実施期間	2024年12月23日(月)～2025年1月23日(木)
公表場所	安芸高田市ホームページ 安芸高田市福祉保健部社会福祉課、各支所窓口係
受付方法	窓口への持参、郵便、ファックス、電子メール
意見提出者数	1名(3件)

6 計画の期間

本計画は、2025 年度から 2029 年度までの5年間を計画の期間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表 1-4 本計画と健康福祉分野計画の計画期間

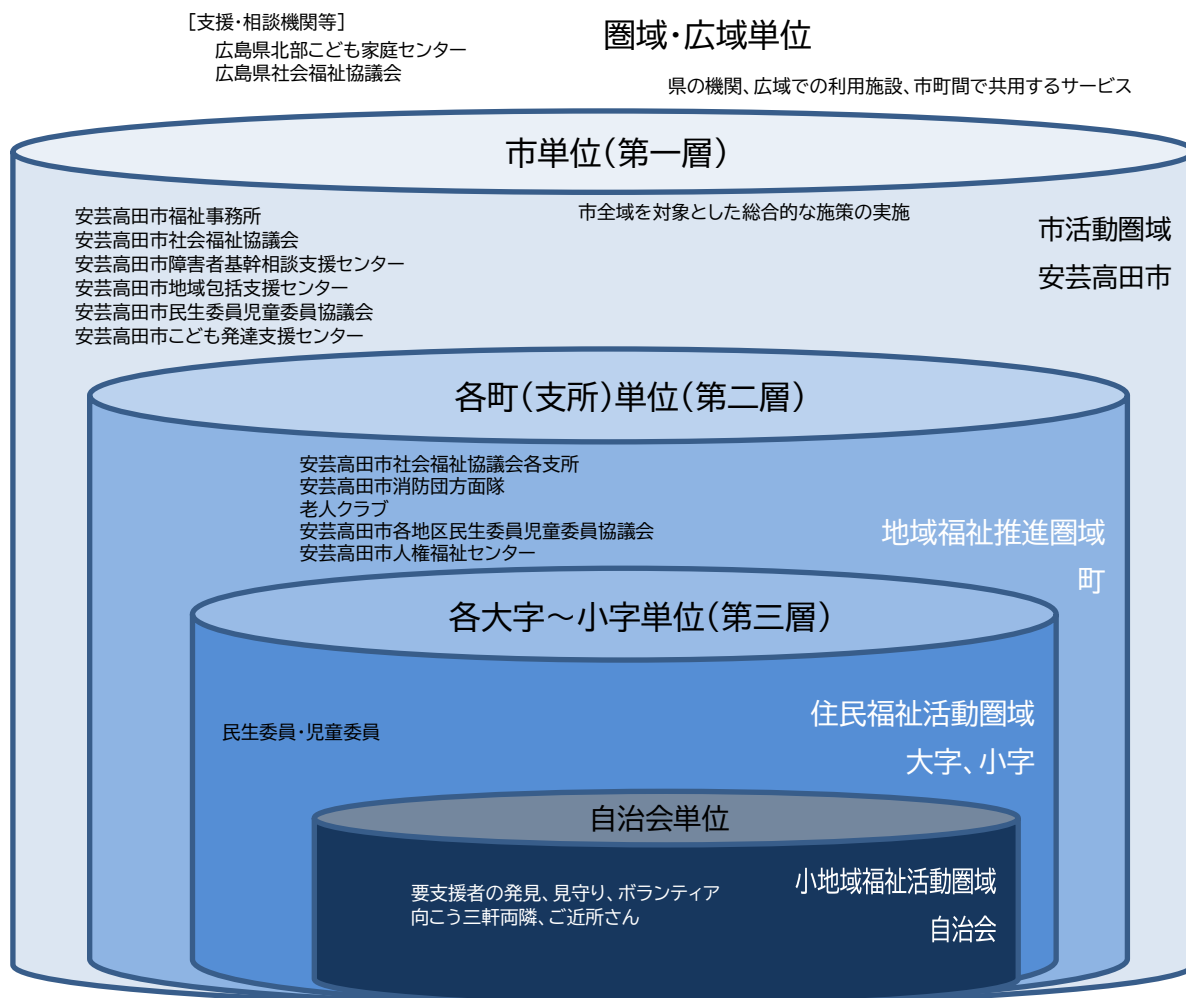
	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
安芸高田市地域福祉計画 (成年後見制度利用促進 基本計画) (再犯防止推進計画)	第1次計画 (2020～2024)					第2次計画 (2025～2029)				
安芸高田市総合計画	第2次計画 (2015～2024)					第3次計画 (2025～2034)				
安芸高田市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期 計画 (2018～2020)	第8期計画 (2021～2023)			第9期計画 (2024～2026)			第10期計画 (2027～2029)		
安芸高田市障害者プラン (障害者計画)	第2次 計画 (2015～2020)	第3次計画 (2021～2026)					第4次計画 (2027～2032)			
安芸高田市 障害福祉計画	第5期 計画 (2018～2020)	第6期計画 (2021～2023)			第7期計画 (2024～2026)			第8期計画 (2027～2029)		
安芸高田市 障害児福祉計画	第1期 計画 (2018～2020)	第2期計画 (2021～2023)			第3期計画 (2024～2026)			第4期計画 (2027～2029)		
安芸高田市子ども・子育て 支援事業計画	第2次計画 (2020～2024)					第3次計画 (2025～2029)				
健康あきたかた21 (健康増進計画・食育推進 計画・自殺対策推進計画)	第2次計画 (2017～2023)				第3次計画 (2024～2035)					
安芸高田市男女共同参画 プラン(男女共同参画基本 計画)	第2次計画 (2018～2022)			第3次計画 (2023～2027)				第4次計画 (2028～2032)		
安芸高田市 地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第2次計画 (2019～2024)					第3次計画 (2025～2029)				

▲
団塊の世代が75歳に

7 地域福祉における圏域

地域福祉活動は、隣近所で行われる圏域(向こう三軒両隣)から、市全域で行われる圏域までのいくつかの階層に分かれ、様々な機関や団体が階層に応じてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層内や、階層をまたいで情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。

図表 1-5 地域福祉圏域のイメージ



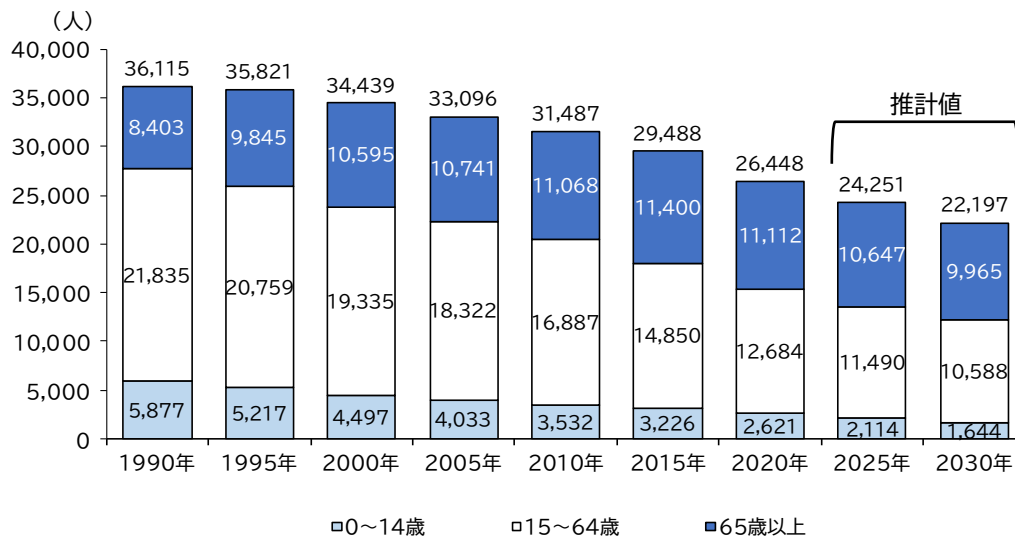
第2章 地域福祉に関する現状と課題

1 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口推移を国勢調査の数値でみると、総人口は減少傾向となっており、2020年で26,448人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は年々増加していましたが2020年には減少へと転じています。ただし、2020年の高齢化率は42.0%となっています。

図表2-1 人口の推移



※国勢調査 2025 年、2030 年の人口推計は国立社会保障・人口問題研究所より

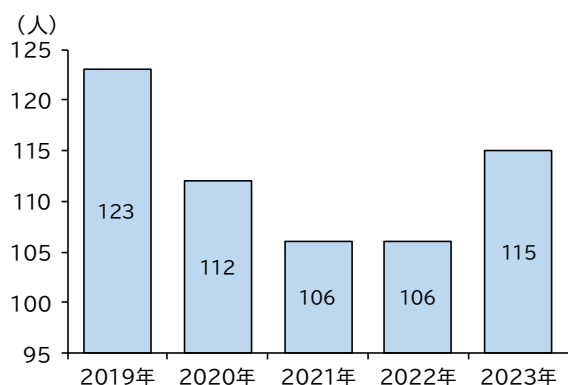
(注)合計値には「年齢不詳」を含むため、3区分人口の合計値と一致しない場合がある

(2) 出生数等の推移

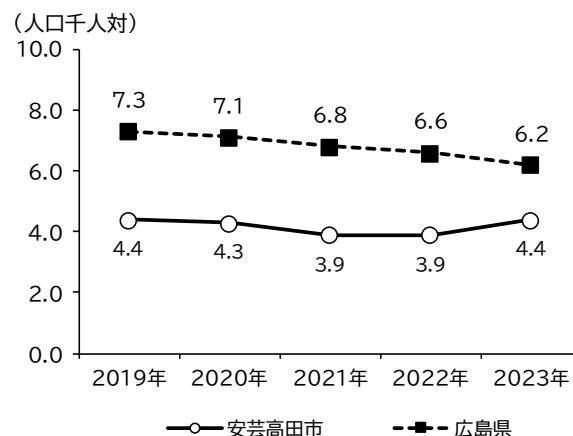
出生数は、2022 年にかけて減少傾向ですが、翌年は増加しています。出生率は、広島県の平均に比べ低くなっています。また、死亡数は 2020 年は減少しましたが、翌年から増加傾向にあります。死亡率は広島県の平均に比べ高くなっています。

人口動態では、転出超過の状況にあり、これらのデータは、本市の過疎化が引き続き進行していることを表しています。

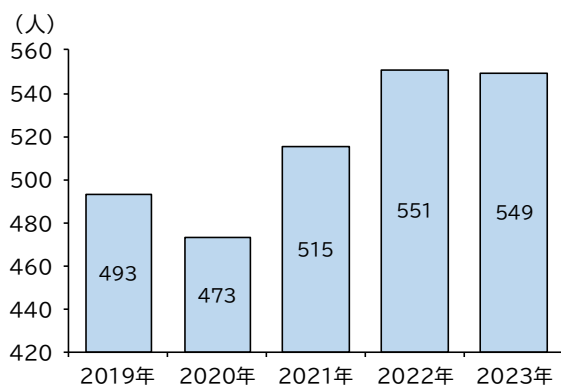
図表 2-2 出生数の推移



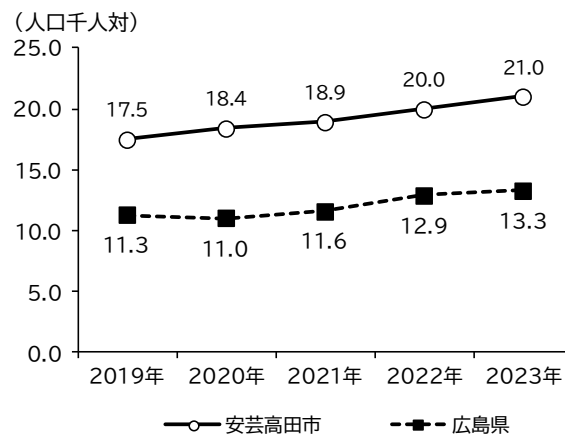
図表 2-3 出生率の推移



図表 2-4 死亡数の推移

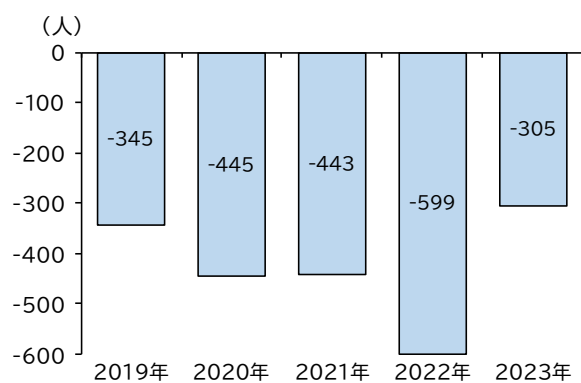


図表 2-5 死亡率の推移

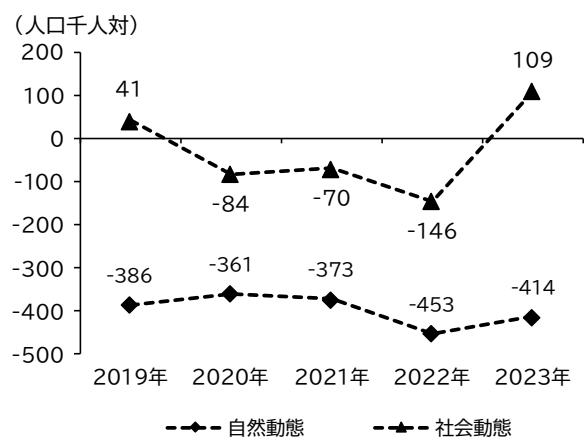


資料:図表2-2～5:広島県人口動態統計年報

図表 2-6 人口動態の推移



図表 2-7 自然動態と社会動態の推移



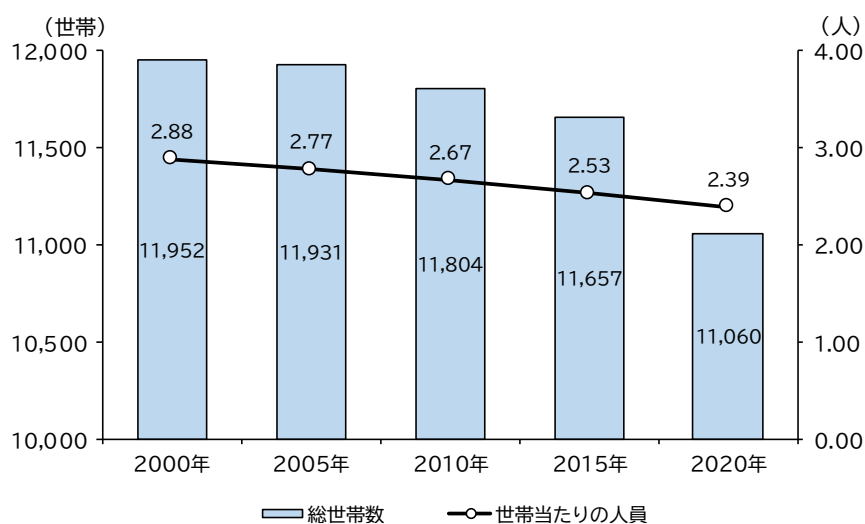
資料:図表2-6～7:広島県人口移動統計調査

(3) 世帯数の推移

本市の世帯数は、2000 年をピークに減少しています。また、世帯当たりの人員も減少が続き、2000 年以降の 20 年間で 0.49 人減少しています。

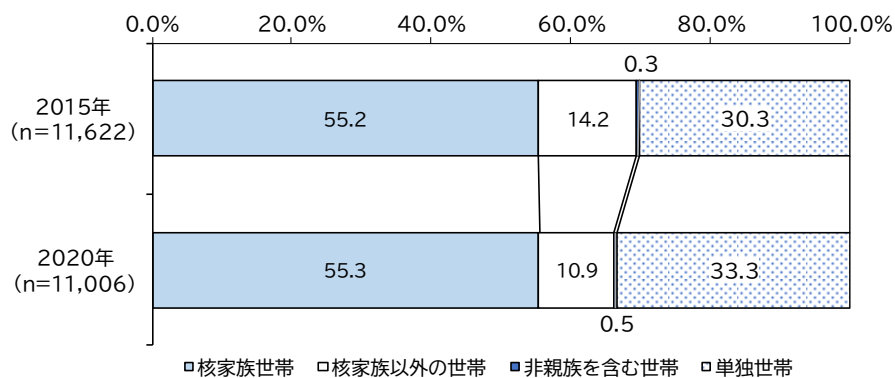
世帯構成では、核家族世帯の割合が最も高く、次いで単独世帯(世帯人員が一人の世帯)が多くなっています。

図表 2-8 世帯数の推移



資料: 国勢調査

図表 2-9 世帯構成比率



資料: 国勢調査

(注) 世帯の家族類型「不詳」は含まず

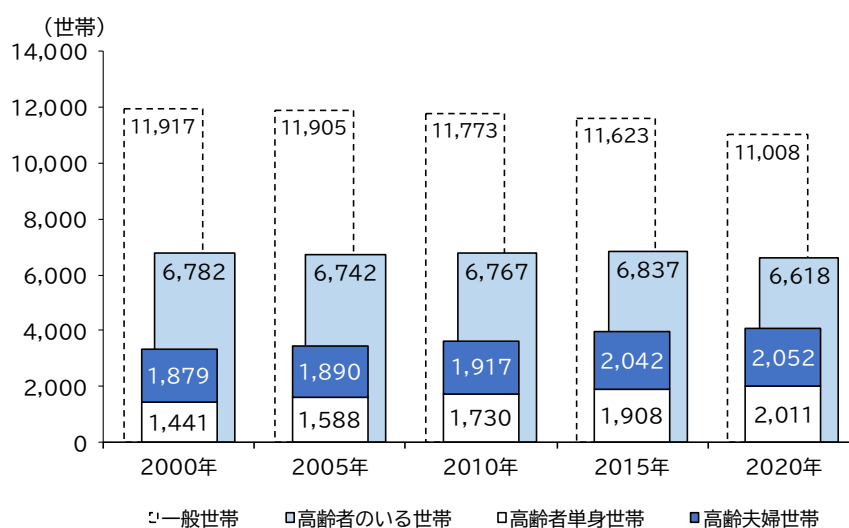
2 支援を必要とする市民の状況

(1) 高齢者のみの世帯数の推移

一般世帯数は減少傾向にあり、2020 年では 11,008 世帯となっています。

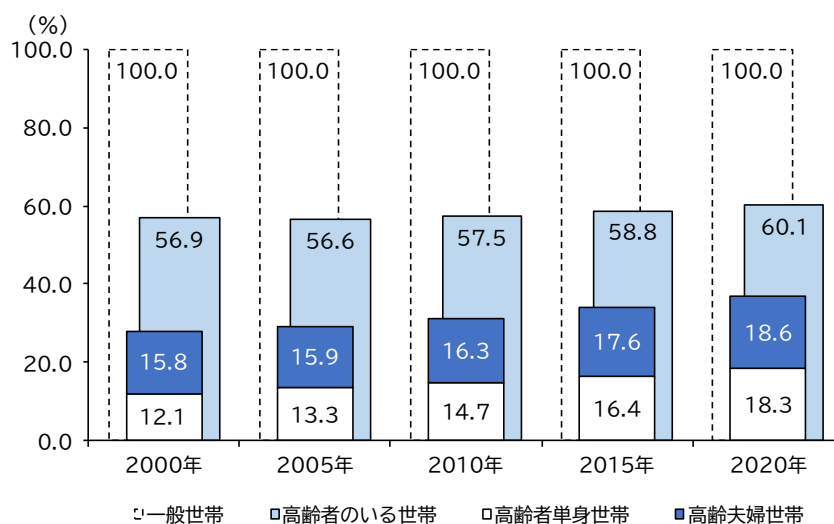
また、2020 年の高齢者のいる世帯は 6,618 世帯と、一般世帯のうち6割を占めています。高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯も年々増加しており、2020 年では一般世帯のうち36.9%が高齢者のみの世帯となっています。

図表 2-10 高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

図表 2-11 高齢者世帯数（構成比）の推移

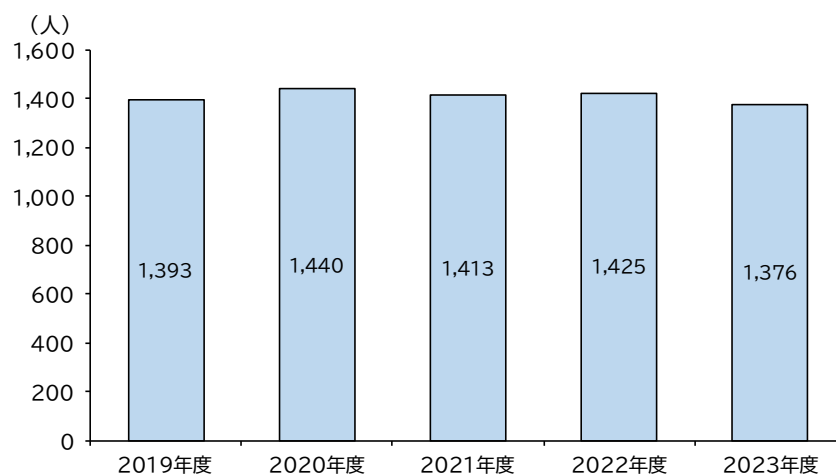


資料：国勢調査

(2) 寝たきり高齢者数の推移

寝たきり高齢者は、直近5年間に於いて 1,400 人前後で推移しています。

図表 2-12 寝たきり高齢者数の推移



資料：安芸高田市福祉保健部保険医療課

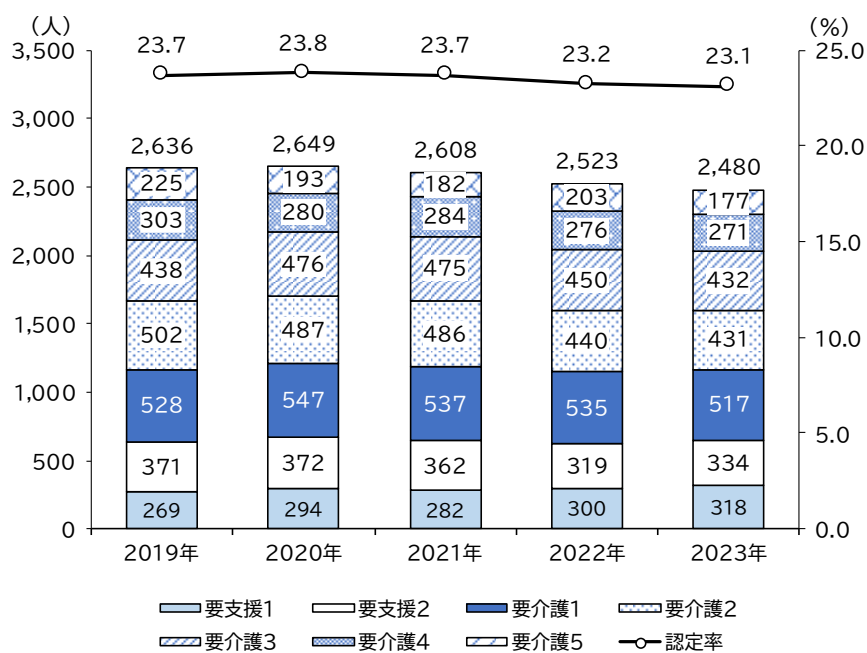
(注)介護保険認定時の日常生活自立度のランクBとランクCをカウント
訪問調査と主治医意見書で相違する場合は訪問調査の自立度をカウント
高齢者であるため、2号被保険者(40～64 歳)はカウントしない

(3) 要支援・要介護等認定者の推移

本市の 65 歳以上の高齢者は減少傾向^(注)にあり、要介護認定者数も減少傾向にあります。ただし、近年の認定率は、2021 年まではほぼ横ばいで推移しており、2022 年からは微減しています。

(注) 65 歳以上の高齢者の数は、14 頁「図表2-1 人口の推移」参照

図表 2-13 要支援・要介護等認定者

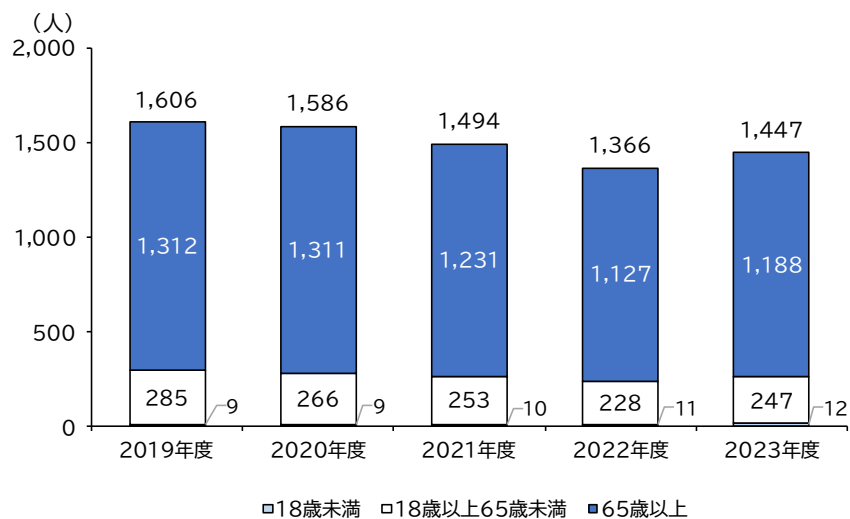


資料:介護保険事業状況報告

（４）障害者数の推移

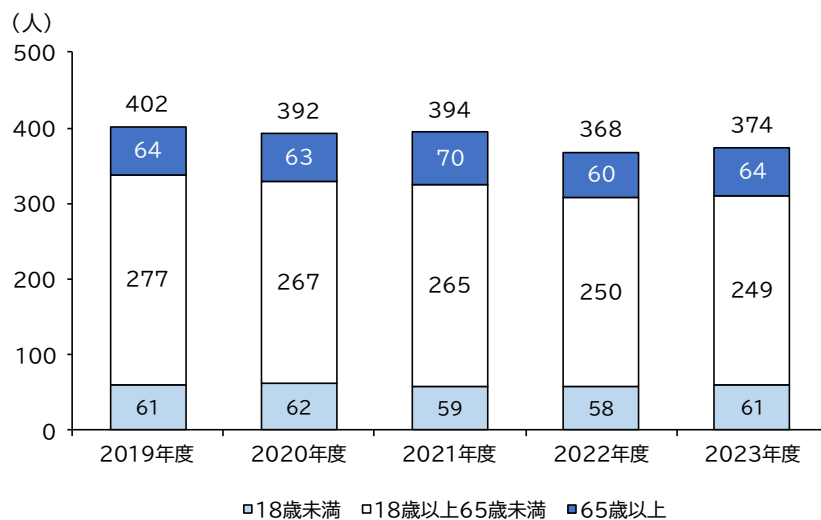
身体障害者手帳所持者数は、2022年度までは減少傾向にありましたが、翌年は増加しています。療育手帳所持者数は、増減を繰り返しながら推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向となっています。

図表 2-14 身体障害者手帳所持者数の推移



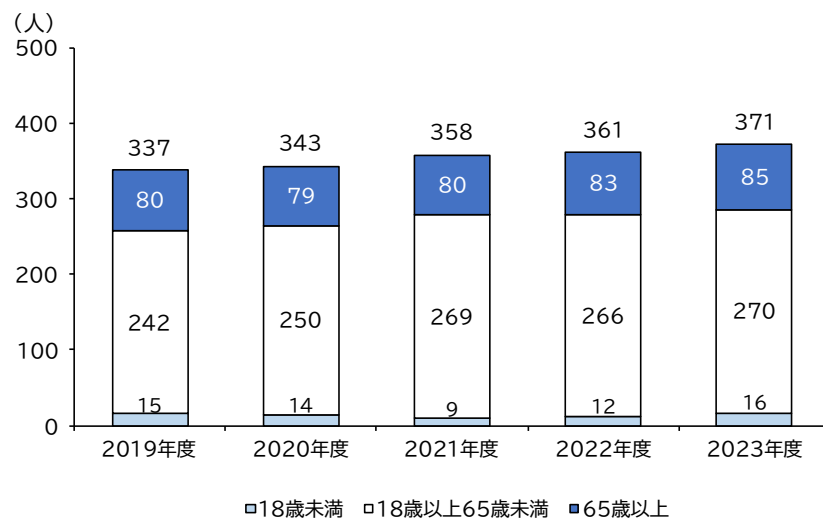
資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課

図表 2-15 療育手帳所持者数の推移



資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課

図表 2-16 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

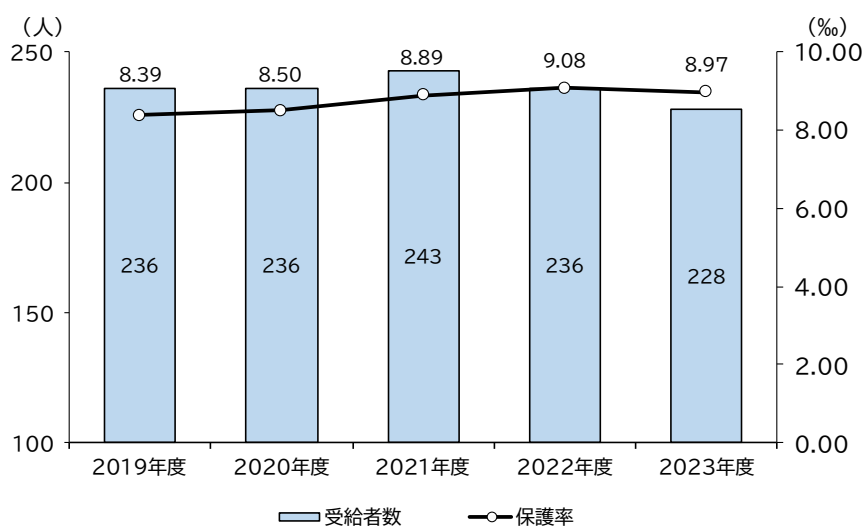


資料: 安芸高田市福祉保健部社会福祉課

(5) 生活保護受給者及び世帯数

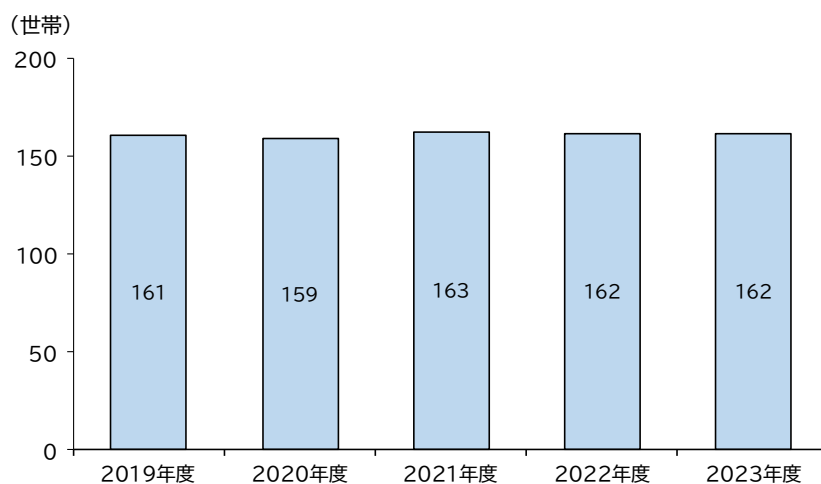
本市の生活保護受給者数は、2021 年度をピークに減少傾向にあり、2023 年度の保護率は 8.97 パーミルとなっています。生活保護受給世帯は、ほぼ横ばいで推移しています。世帯類型別では、傷病の割合が 2021 年度にかけて減少傾向にありましたが、翌年から増加しています。

図表 2-17 生活保護受給者数と保護率の推移



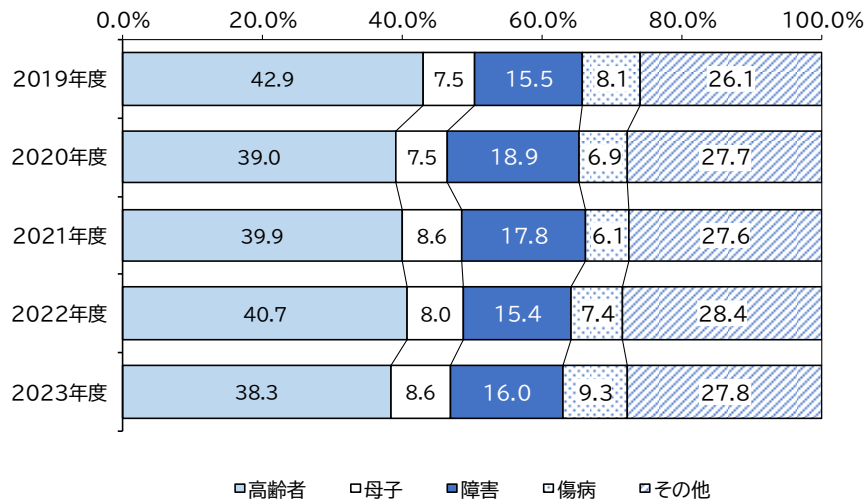
資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課
各年度3月 31 日現在の数値

図表 2-18 生活保護受給世帯数の推移



資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課
各年度3月 31 日現在の数値

図表 2-19 生活保護世帯数（世帯類型別）の推移

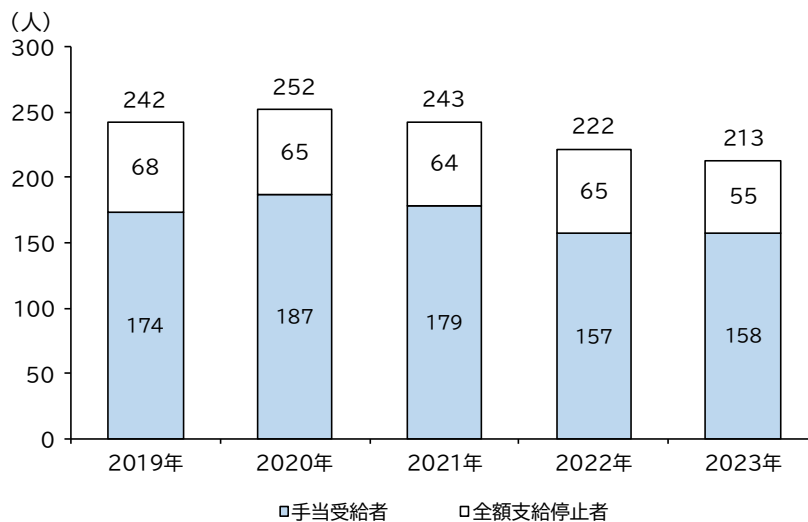


資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課
各年度3月 31 日現在の数値

（６）児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は 2020 年から減少傾向となっていますが、全額支給停止者は、2022 年まではほぼ横ばいで推移しており、2023 年からは減少しています。

図表 2-20 児童扶養手当受給者数の推移

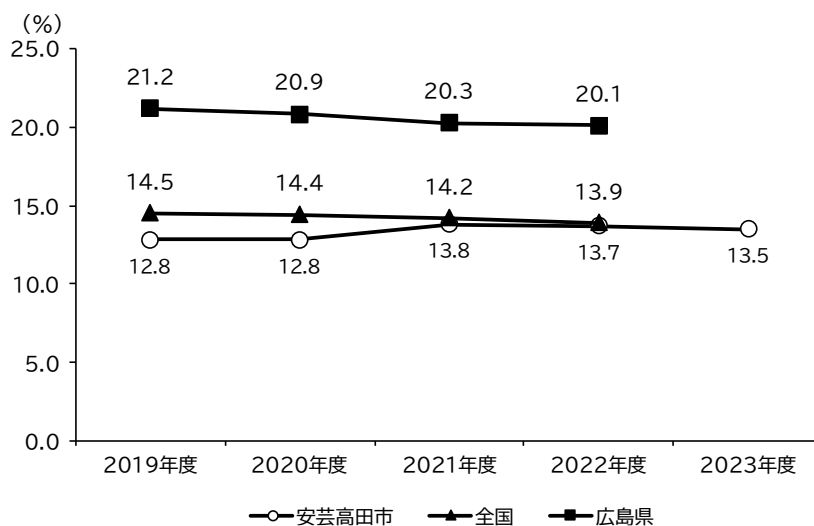


資料：安芸高田市福祉保健部子育て支援課

(7) 就学援助率の推移

就学援助を受けている児童生徒の割合は、全国及び広島県に比べて低いものの、10人に1人以上が該当しています。

図表 2-21 就学援助率（当初認定状況）の推移



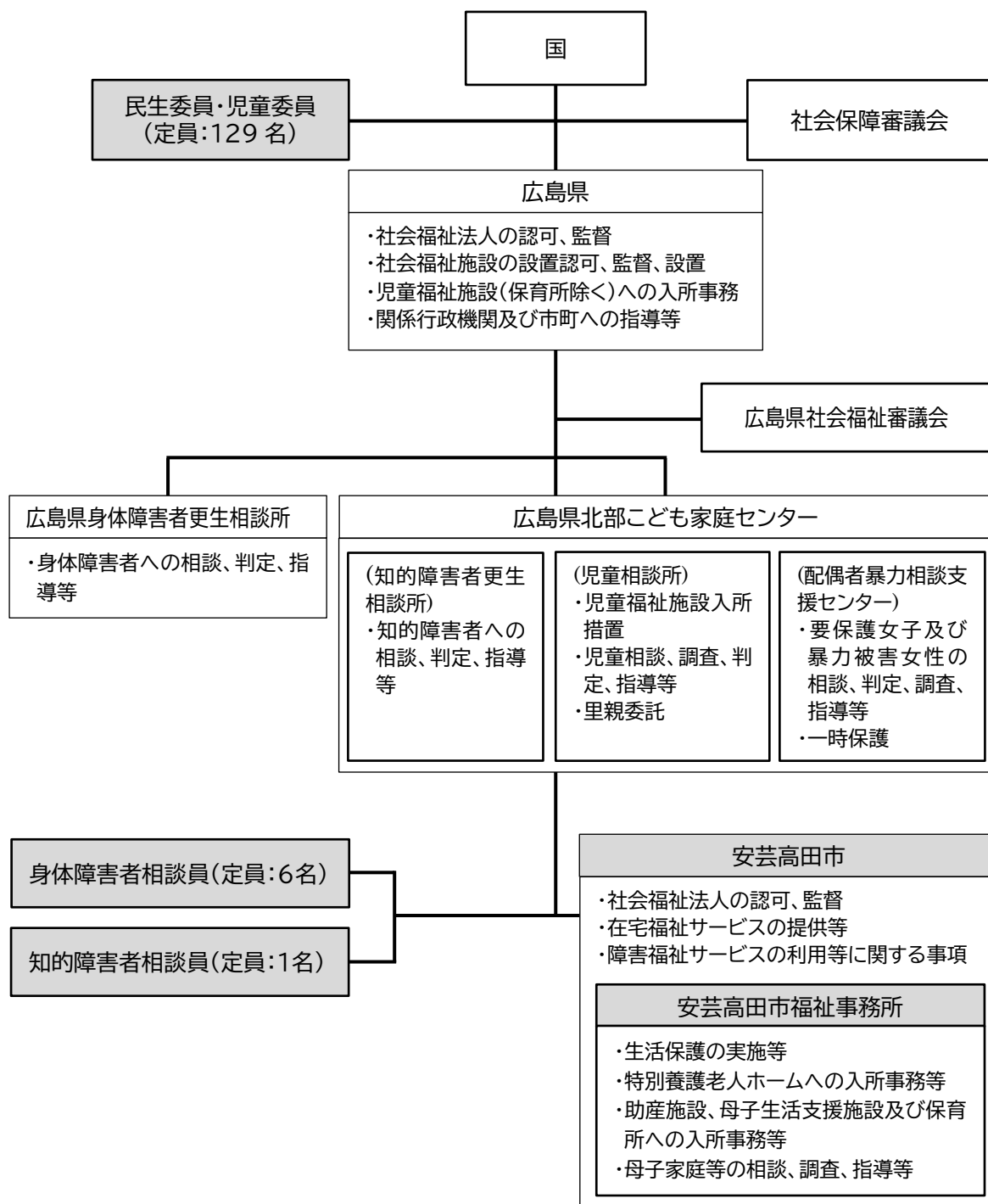
資料：就学援助実施状況等調査
全国及び広島県は 2022 年度までの数値を掲載

3 地域の状況

(1) 社会福祉の実施体制

本市における社会福祉の実施体制は、以下の図のとおりです。

◆安芸高田市の社会福祉の実施体制の概要◆



資料:「令和5年度版厚生労働白書 資料編」194 ページを一部改変

（２）安芸高田市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に「市町村の区域内において(中略)地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として定義されています。

地域の困りごとや制度の狭間にある個別の課題の解決に向け、地域福祉を推進する中核として、地域活動の横のつながりをコーディネートするネットワーク構築の役割を担う等、支え合いの地域づくりを進めることが求められています。

本市と社会福祉協議会は、各々の役割を確実に果たすとともに、市民、地域活動団体、事業者等、地域福祉を支える多様な主体を支え、牽引し、「地域共生社会づくりの強化」という同じ目的のもと、連携・協働して一体的に取り組んでいきます。

特に、地域共生社会の実現に向けたメイン事業である重層化支援体制整備事業は、これまで社会福祉協議会が取り組んできた世代・属性を超えて交流できる場や居場所の確保(サロン活動等)、他分野のプラットフォーム形成、交流・参加・学びの機会のコーディネートといった実践を通じて、社会福祉協議会において、より一層の積極的な関与や役割を果たしていくことが求められます。

（３）社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉法第 2 条に定められている社会福祉事業(第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業)を行うことを目的として、社会福祉法の規定により設立される法人です。

社会福祉法人制度は、社会福祉事業の公共性から、その設立運営に厳格な規制が加えられています。

社会福祉法人の設立等の認可は、事業規模により厚生労働大臣、都道府県知事、または市長が行うことになっています。

本市には、主たる事務所(法人本部)が本市にある社会福祉法人が8法人あります。さらに、他市に主たる事務所があり本市内で施設を運営する法人が2法人あります。

2017 年の社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務が明記されました。これまで培ってきた専門性やノウハウを活かし、地域関係者と協働して地域共生社会の実現に貢献していくことが期待されています。

本市では、2019 年度からは、市域の実情に応じた社会福祉法人と社会福祉協議会、行政との顔の見える関係づくりを目的とした市域場づくりに係る協議会を開催しています。

また、近年の少子高齢化により、職員や利用者の減少といった社会福祉法人の運営や経営環境にも変化が生じており、これまでどおりの良質かつ適切な福祉サービスを提

供するには、社会福祉法人の経営基盤の強化は不可欠となっています。今後、社会福祉法人の法人合併や社会福祉連携推進法人の活用が進むものと思われます。

（４）社会福祉連携推進法人

2022 年4月から、社会福祉連携推進法人制度が創設され、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を継続するため、社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として期待されます。

本市にはまだ設立法人はありませんが、今後、社会福祉法人の合併、事業譲渡、事業譲受を検討する場合の選択肢の一つとして考えられます。

（５）安芸高田市人権福祉センター（隣保館）

本市では、社会福祉法第2条に基づく第2種社会福祉事業「隣保事業」を実施する施設である隣保館を「人権福祉センター」と称しています。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として、市内に4箇所(ただし、2箇所は貸館業務のみ)設置しています。

（６）民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉活動に理解と熱意がある人等を市町村に設置された民生委員推薦会、都道府県知事の推薦を経て、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員です。その活動は、民生委員法第1条に「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」とされています。

また、児童福祉法第16条第2項の規定により、すべて児童委員を兼ねることになっています。

民生委員・児童委員には守秘義務や政治的中立等の義務があり、交通費等の実費弁償はありますが、給与はなく、無償で地域福祉活動を行うボランティアとしての性格を有しています。

本市においては、2024年10月1日現在126名の民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)が活動しています。民生委員の職務は、民生委員法第14条に規定されていますが、本市では特に見守り活動や市民と行政をはじめ、地域の専門機関をつなぐパイプ役としての役割を担っています。

また、民生委員法第20条に基づき、地区民生委員児童委員協議会が、町(吉田、八千代、美土里、高宮、甲田、向原)ごとに組織されています。

主任児童委員は、児童委員(民生委員)の中から厚生労働大臣が指名し、児童福祉に関する事項を専門的に担当するとされており、主な職務は、学校等の児童福祉に関する機関との連携、児童委員との連絡調整、協力依頼等があります。

本市においては、2024年10月1日現在12名の主任児童委員が活動しています。

図表 2-22 民生委員・児童委員委嘱者数の推移

(上段：民生委員・児童委員、下段：主任児童委員) (単位：人)

地区名	合併前	2007 年	2010 年	2013 年	2016 年	2019 年	2022 年
吉田地区	34 2	34 1	34 2	34 2	34 2	33 2	34 2
八千代地区	13 2	13 1	13 1	13 2	13 2	13 2	13 2
美土里地区	18 2	15 1	15 1	15 2	15 2	15 2	12 2
高宮地区	23 2	20 1	20 1	20 2	20 2	20 2	20 2
甲田地区	21 2	20 1	20 1	20 2	20 2	20 2	20 2
向原地区	16 2	15 1	15 1	15 2	15 2	15 2	15 2
合計	125 12	117 6	117 7	117 12	117 12	116 12	114 12

資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課
各年 12 月1日現在

(7) 地域振興会

地域振興組織は、市全域に 32 組織が設置されています。さらに、地域振興組織の活動連帯を図るため、町ごとに6つの連合組織が設置されています。

地域振興組織の規模は、34 世帯から 2,473 世帯まで様々で、範囲は旧来のコミュニティが図られてきた大字単位や小学校区単位が主となっています。

また、設置時期は 40 年以上の活動実績を持つ組織から旧高田郡6町の合併を機に結成された組織まで、その状況は多様となっています。

図表 2-23 地域振興会別人口の推移

(単位：人)

町名	地域振興会名	2010 年	2013 年	2016 年	2019 年	2022 年
吉田町	吉田地区振興会	4,999	5,144	5,067	4,884	4,766
	丹比地区振興会	1,553	1,556	1,489	1,436	1,377
	可愛地区振興会	3,152	3,141	3,063	3,079	2,939
	郷野地区振興会	1,370	1,297	1,233	1,136	1,047
八千代町	土師・勝田地域振興会	752	729	707	659	630
	佐々井地域振興会	954	932	902	860	797
	下根振興会	1,097	1,055	1,013	1,000	967
	上根・向山地域振興会	1,074	1,106	1,070	1,046	1,040
美土里町	横田振興会	999	928	883	857	850
	本郷地域づくり協議会	902	835	807	757	720
	北振興会	717	674	615	564	531
	生桑振興会	624	587	533	470	425

町名	地域振興会名	2010 年	2013 年	2016 年	2019 年	2022 年
高宮町	川根振興協議会	549	502	459	412	353
	下佐振興会	379	349	316	290	246
	志部府親交会	111	99	89	76	64
	上佐一心会	401	415	388	401	383
	船木振興会	529	494	454	419	379
	房後連絡協議会	243	231	212	190	171
	来原地区コミュニティづくり 連絡協議会	1,425	1,346	1,280	1,169	1,090
	羽佐竹振興協議会	370	365	337	308	279
甲田町	小原地域振興会	1,590	1,514	1,422	1,372	1,292
	小田東地域振興会	1,959	1,991	1,923	1,919	1,841
	甲立地域振興会	1,900	1,791	1,730	1,660	1,606
向原町	保垣地区振興会	294	276	254	235	226
	有留自治振興会	278	251	220	218	196
	長田上地域振興会	339	309	298	279	259
	長田下地域自治振興会	335	324	310	299	295
	向井原地域振興会	644	618	578	514	487
	坂下地域振興会	561	579	538	528	486
	坂中地域振興会	448	418	392	356	360
	坂上地域振興会	283	289	262	237	232
	戸島地域振興会	1,137	1,112	1,100	1,031	989
	合計	31,968	31,257	29,944	28,661	27,323

資料：安芸高田市企画振興部地方創生推進課
(注)各年外国人を含む

図表 2-24 地域振興会別 3 区分人口

町名	地域振興会名	世帯数 (世帯)	年少人口 (人) (0～14 歳)	生産年齢 人口 (人) (15～64 歳)	高齢者 人口 (人) (65 歳以上)	合計 (人)	高齢化率 (%)
吉田町	吉田地区振興会	2, 473	498	2, 913	1, 360	4, 771	28. 5
	丹比地区振興会	639	167	646	550	1, 363	40. 4
	可愛地区振興会	1, 500	298	1, 597	993	2, 888	34. 4
	郷野地区振興会	486	72	486	466	1, 024	45. 5
八千代町	土師・勝田地域振興会	318	45	267	299	611	48. 9
	佐々井地域振興会	418	73	359	356	788	45. 2
	下根振興会	436	126	505	327	958	34. 1
	上根・向山地域振興会	473	137	526	369	1, 032	35. 8
美土里町	横田振興会	398	60	432	359	851	42. 2
	本郷地域づくり協議会	284	75	307	299	681	43. 9
	北振興会	227	40	224	248	512	48. 4
	生桑振興会	201	17	153	237	407	58. 2
高宮町	川根振興協議会	180	24	145	176	345	51. 0
	下佐振興会	127	11	87	139	237	58. 6
	志部府親交会	34	6	15	42	63	66. 7
	上佐一心会	198	40	216	118	374	31. 6
	船木振興会	210	19	110	229	358	64. 0
	房後連絡協議会	89	13	76	79	168	47. 0
	来原地区コミュニティづくり 連絡協議会	546	86	486	505	1, 077	46. 9
	羽佐竹振興協議会	132	12	121	140	273	51. 3
甲田町	小原地域振興会	622	106	547	604	1, 257	48. 1
	小田東地域振興会	826	228	918	648	1, 794	36. 1
	甲立地域振興会	754	166	693	706	1, 565	45. 1
向原町	保垣地区振興会	119	17	75	137	229	59. 8
	有留自治振興会	86	10	68	107	185	57. 8
	長田上地域振興会	135	12	97	144	253	56. 9
	長田下地域自治振興会	150	19	132	138	289	47. 8
	向井原地域振興会	236	30	208	222	460	48. 3
	坂下地域振興会	227	49	262	182	493	36. 9
	坂中地域振興会	167	36	130	194	360	53. 9
	坂上地域振興会	138	6	110	108	224	48. 2
	戸島地域振興会	481	69	464	430	963	44. 7
	合計	13, 310	2, 567	13, 375	10, 911	26, 853	40. 6

資料：安芸高田市企画振興部地方創生推進課

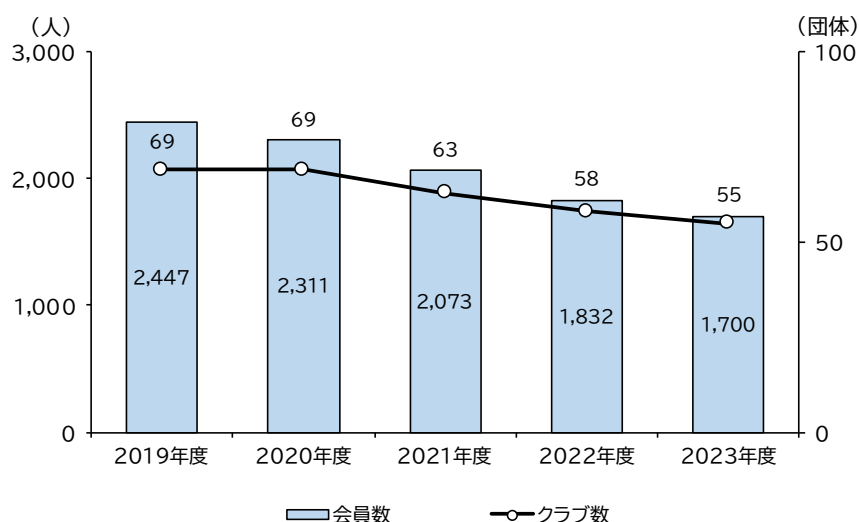
(注)2023 年4月1日現在 外国人を含む

（８）老人クラブ

高齢者の生きがいづくりと健康の充実を図るため、地域を基盤とした高齢者の支え合い等、地域や社会の実情にあわせた形で、そこに住む高齢者の要請に応える地域貢献活動を実施し、高齢者の福祉向上を図ることを目的としています。本市には、2023 年度末現在、連合会として1団体、各町に単位クラブとして 55 団体、1,700 人の会員が登録し活動しています。

老人クラブは、会員数、クラブ数ともに減少傾向にあります。

図表 2-25 老人クラブの推移



資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課

（９）NPO法人

本市には、特定非営利活動促進法(NPO 法)に基づき広島県の認証を受けたNPO法人が 11 法人あり、それぞれの分野で活動しています。

図表 2-26 市内NPO法人の主たる目的の種類

(単位：法人)

保健、医療、福祉	社会教育	まちづくり	観光	農山漁村、中山間	学術	環境	災害	地域安全	人権、平和	国際協力	男女協働参画	子ども	情報化社会	科学技術	経済活動	職業能力	消費者	その他
2	—	3	—	—	1	2	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—

資料：広島県県民活動課のホームページをもとに作成
2024 年 10 月1日現在

(10) ボランティア団体

安芸高田市社会福祉協議会に登録されているボランティア活動事業の登録数は、2023 年度で個人 203 人、団体が9となっています。

図表 2-27 ボランティア活動事業（登録数）の推移

【単位：人(個人)】

	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
吉田	82	1	82	1	102	1	68	1	86	1
八千代	8	1	12	2	5	1	5	0	7	0
美土里	123	10	119	11	81	7	62	5	77	7
高宮	83	5	3	4	17	1	34	2	22	1
甲田	7	0	7	0	4	0	1	0	6	0
向原	5	0	6	0	4	0	2	0	4	0
市域	23	2	23	2	29	3	23	2	1	0
合計	331	19	252	20	242	13	195	10	203	9

資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課

(11) 労働者協同組合(ワーカーズコープ)

2022 年 10 月に施行された労働者協同組合法に基づき設立された法人で、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行なわれ、組合員自らが事業に従事することを基本原則とする組織です。最少3人の発起人により設立できることから、行政庁の認証が必要な NPO 法人や認可が必要な企業組合と比較して、簡便に設立できます。

多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとして、各地域で様々な事業が展開され、地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されています。

本市にはありませんが、県内では組織化されています。

4 既存アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

本調査では、既存アンケートとして以下の結果を整理しました。

	内容
1	第2次安芸高田市総合計画 安芸高田市まちづくりアンケート調査(2020 年度) ・対象者:18 歳以下の学生 ・配布数:216 件 ・回収数:216 件(回収率 100%) ・対象者:18 歳以上の市民 ・配布数:1693 件 ・回収数:621 件(回収率 36.7%)
2	安芸高田市障害福祉計画(第7期) 福祉に関するアンケート調査(2023 年度) ・対象者:障害者手帳所持者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)及び障害福祉サービス受給者証を交付された 18 歳以上の市民 ・配布数:1,959 件 ・回収数:862 件(回収率 44.0%)
3	第3次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画 子育て支援に関するアンケート調査(2024 年度) ・対象者:(就学前児童調査)小学校就学前児童のいる世帯 (小学生児童調査)小学校在学中の児童のいる世帯 ・配布数:(就学前)617 件/(小学生)578 件 ・回収数:(就学前)336 件(回収率 54.5%)/(小学生)371 件(回収率 64.2%)
4	安芸高田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 日常生活圏域ニーズ調査(2023 年度) ・対象者:65 歳以上の市民 ・配布数:3,200 件 ・回収数:2,133 件(回収率 66.7%) 在宅介護実態調査(2023 年度) ・対象者:在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、期間中に認定調査を受けた方 ・回収数:57 件(認定調査員の聞き取りによる調査)

(2) アンケート調査の結果

既存アンケート結果から、以下の現状と課題を整理しました。

分類	内容
総合計画	・人口減少や少子高齢化が進行している。 ・住民同士のつながりが希薄化しており、コミュニティ形成が難しい。 ・地域の災害に対する備えが不十分である。 ・医療、福祉サービスの充実が求められる。 ・若者に向けた雇用促進施策が必要である。 ・子育て支援の拡充が求められる。 ・福祉施策(虐待防止や権利擁護活動)の周知が不十分である。 ・住みやすいまちづくりのためのインフラ整備が求められる。
障害者福祉	・障害がある人となない人が、様々な場面で交流することが必要。 ・福祉サービスを利用するための情報について、制度の仕組みや専門用語が分からない等の課題がある。 ・災害時の対応等、支援が必要となる場面での不安がある。 ・経済的な支援のほか、障害のある人に配慮した交通環境の整備や働く場の確保が求められる。 ・相談支援体制の整備が求められる。
子育て支援	・子育て環境における近隣支援や地域社会のサポートが不足している。 ・就労と育児の両立が難しい。男女ともに育児のしやすい環境整備が必要。 ・放課後児童クラブの利用希望者は増加傾向にあり、利用者の声を反映した運営の改善が必要。 ・地域の子育てサービスの認知度にばらつきがあり、効果的な情報発信が求められる。 ・病児・病後児保育について利用促進のための情報提供が必要。 ・本市内に安全・安心な遊び場が不足している。 ・経済的に苦しい家庭では、生活費や教育費だけでなく、子育て・教育に関しても不安や悩みを抱えている傾向にある。 ・こども発達支援センターや療育相談事業の認知度が低い。
高齢者福祉 (高齢者の日常生活)	・外出頻度が低下し、閉じこもり傾向が増加している。 ・友人や近隣住民との交流が減少し、孤立リスクが上昇している。 ・行政や団体等の相談窓口の周知が不十分である。 ・認知症相談窓口を知らない人が6割以上と認知度が低い。 ・訪問と通所を併用できる施設の充実を希望する声がある。 ・高齢者が外出しやすいような公共交通の充実が求められる。 ・地域内での助け合いを促進する仕組みづくりが求められる。

(3) 各種団体へのヒアリング調査の結果

①実施対象者

実施日	団体	分野
2024年9月19日	安芸高田市障害者自立支援協議会 伊藤会長	医療・保健・福祉 関係
2024年9月19日	安芸高田市民生委員児童委員協議会 佐々木会長	民生委員・児童 委員
2024年9月19日	安芸高田地区保護司会 橋詰会長	医療・保健・福祉 関係
2024年11月29日	高宮町地域振興会連絡協議会 辻駒会長	職域・住民組織 団体の代表者
2024年11月7日	安芸高田市社会福祉協議会	医療・保健・福祉 関係

②聞き取り調査の主な内容

項目	主な内容
地域住民の行事や集まりの参加について	・新型コロナウイルス感染症の収束後に地域の行事が徐々に再開され、地域の祭りや運動会、地域自治振興会等の集まりに参加している。 ・小地域のお茶の間サロン(くつろぎハウスよこた、きんさいサロン等)に参加している。 ・秋に開催される地域イベントに参加し、共同募金活動を実施している。 ・福祉・介護出前講座を実施しており、サロン等の住民の集いの場に職員が講師として出向き、健康づくりのための講座等を行っている。 ・超高齢化により担い手が減り、耕作放棄地が増えてきている。 ・祭事等の開催が困難になっている。

項目	主な内容
安芸高田市の福祉施策をより充実していくために、重要と考える取り組みについて	・地域づくりが最も重要である。障害者施設を地域の一部として捉え、地域住民とともに活動することで関わりを深め、地域全体の発展につなげていきたい。 ・福祉施設の利用者が高齢化していく中で、高齢者施設との連携を強化し、スムーズに移行できる仕組みを整備することが重要である。 ・次世代の民生委員・児童委員の勧誘方法についての見直しが必要である。 ・高齢者の福祉の充実が必要である。特に、高齢者による犯罪への支援や再犯防止の取り組みを進めるためのサポートが重要である。 ・災害時に強い福祉支援体制の構築が重要である。 ・複合化・複雑化する地域生活課題への対応が必要である。 ・身近に相談できる窓口の充実が重要である。
活動を行う上で困っていることについて	・福祉分野の人材不足(正規職員だけではなく、細切れの時間で働けるパートタイムやダブルワークの人材も必要)。 ・福祉分野の報酬単価が上がらず、施設によっては収益の確保が困難な状況にある。 ・災害時における福祉施設の避難対応において、避難先での生活支援に対する報酬が発生しない等、制度面の課題がある。 ・災害時の避難所での障害者に対するメンタルケアの対応。 ・民生委員・児童委員のなり手不足。 ・小地域のお茶の間サロンの世話人後継者の問題。 ・保護司のなり手不足。 ・地域のつながりの希薄化による地域力の脆弱化。 ・価値観の相違による世代間のギャップ。 ・福祉分野を超えた団体との連携の仕組みができていない。

項目	主な内容
今後特に支援が必要な対象者について	・重層的支援が必要な人々。 ・独居の人(高齢者を含む)。 ・生活困窮の高齢者。 ・ひきこもりの対象者。 ・福祉制度を頼らざるを得ない状況の人々。 ・再犯防止支援が必要な人々。 ・障害福祉サービスから介護保険サービスに切り替わる高齢者。
安芸高田市(行政)や社会福祉協議会に望むことについて	・ミートアップ(座談会)の開催。 ・災害時の避難計画や福祉避難所の設置等、危機管理に対する取り組みの強化が必要である。避難所の受け入れに関する基準や運用方法についての見直しを求める。 ・現職民生委員・児童委員が次期継続するか意思確認を早めに実施して欲しい。 ・安芸高田地区更生保護サポートセンターの周知。 ・福祉制度に関する広報・啓発の充実、相談体制の明確化。 ・制度の狭間の課題を抱えている人々への支援。 ・お太助けワゴンやお太助けバス等、地域コミュニティをつなぐ公共交通のおかげで助けられている。

項目	主な内容
地域福祉の推進に関連する意見・要望等について	・重層的支援体制の整備に向けて、各分野の課題を共有する場を増やす必要がある。 ・地域の福祉を取り巻く関係分野と連携する仕組みづくりが必要である。 ・高齢化が加速する中、地域社会の維持が難しくなっているため、民生委員・児童委員やボランティア活動の重要性が増している。 ・免許返納後の移動支援。 ・生活支援センターとの連携強化。 ・保護司としての役割や再犯防止活動に関する情報発信の強化。 ・相談支援体制に関して、現在市内の相談機関にアクセスしやすい状況ではあるが、まだ十分に利用されていない印象を受ける。今後、さらに広報活動を強化することで、地域住民の理解と利用促進につなげる。 ・協力雇用主の登録を増やす。 ・先進地域の情報共有。

5 本計画で取り組むべき課題

本市の現状、各調査結果、各種団体のヒアリング調査結果等を踏まえ、本計画を策定する上での課題を以下のとおり整理します。

（１）福祉に対する住民の意識の向上

福祉に対する住民の意識を高めるためには、地域全体での支え合いが活発になるような取り組みが求められるとともに、福祉に関する情報提供や教育が必要です。住民同士が日常的に助け合う風土を育むためにも、福祉についての理解を深めることが大切です。

（２）情報発信の工夫

住民が生活上の困りごとを抱えた際に、相談先が分からない、必要な情報が届かない、または適切な支援を受けられないといった問題を防ぐためには、多様な媒体を活用して分かりやすくかつ的確に情報を届ける仕組みを整える等の情報発信の工夫が必要です。誰もが必要な支援を受けられるよう、情報提供の方法を改善していく必要があります。

（３）地域福祉活動の担い手の確保

地域振興会や老人クラブ、NPO、ボランティア等の団体において、担い手の不足が進むことで、支援を必要とする人に適切なタイミングでの支援が行き届かないことが懸念されます。これを防ぐためには、団体活動を活発化し、新たな担い手を確保するための施策を充実させることが必要です。さらに、多様な人々が参加しやすい環境を整え、地域全体で支え合う体制を強化する取り組みが求められます。

（４）顔の見える関係づくり

身近な地域での気遣いや助け合いは、住民同士の信頼が深まり、日常生活をより豊かにします。住みよい地域づくりや住民の安心感を高めるには、住民や関係団体が気軽に交流できる機会を増やし、顔の見える関係を築くことが重要です。

(5) 権利擁護の推進

認知症や知的障害、精神疾患等により判断が不十分な人々が、地域で安心して生活を送るためには、権利を守る仕組みが不可欠です。特に、成年後見制度の普及は、そうした人々の生活を支えるために重要な役割を果たします。地域全体でこの制度の認知を広め、必要な支援が適切に提供されるよう取り組むことが求められます。

(6) 重層的支援体制の強化による地域生活課題への包括的な対応

近年、高齢化や家族構成の変化が進む中で、地域における生活課題は多様な分野の問題が絡み合い、より複雑化しています。また、複数の分野で課題を抱えるケースも増加しており、それぞれに対して複合的な支援が必要です。このため、福祉、医療、介護、教育等の各分野が緊密に連携し、個々の生活課題に応じた包括的なサポート体制を整えることが重要です。

2023年10月時点で、重層的支援体制整備事業実施予定の県内市町も11市町(9市2町)となっており、実務を担う安芸高田市社会福祉協議会と協議しながら、早期実施に向けた取り組みが求められています。

(7) 社会的孤立、制度の狭間等の問題への対応

地域社会における社会的孤立やひきこもり、制度の対象外となる生活課題(例:8050問題やごみ屋敷、依存症等)、さらには軽度の認知症や精神障害が疑われるものの、公的支援の条件を満たさない「制度の狭間」の問題に対応することが必要です。また、住民やボランティア団体、行政等が協力して支援の輪を広げることで、孤立や支援の漏れを防ぐことが求められます。

2024年4月1日には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立対策を推進するために協議会を設置し、必要な連携や協働を図ることが必要となります。

(8) 災害時の支援体制の強化

災害時に避難行動が難しい高齢者や障害者への支援が不十分です。災害リスクに対応した防災体制の構築や災害弱者の支援体制を確立することが求められます。また、日常的に身近な人とのつながりを深め、自ら孤立することを防ぐための備えをしておくことが大切です。

《 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1次安芸高田市地域福祉計画(以下「第1次計画」という。)では、『地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現』を基本理念とし、計画を推進してきました。

この理念は、すべての人の人権が尊重され住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いに支え合う地域づくりを目指すことを目的として掲げられたものです。

コロナ禍において、地域社会は多くの変化を経験しました。特に、感染防止のために人との接触を避けることが求められ、孤立感や精神的な負担が増加しました。この状況下を経て、新しい生活様式の中で地域のつながりを強化するためには、共助の精神を育むことが重要です。

第2次計画では、すべての市民が主役となり、地域全体で支え合う体制の構築、地域資源を有効活用し、福祉サービスの質の向上と充実を図ります。また、行政と住民、関係団体や企業等、多様な主体が連携し、地域全体で福祉を支える仕組みを確立します。

本市の地域福祉をめぐる課題やこれまでの地域福祉分野における取り組み等を踏まえ、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、第2次計画の基本理念は第1次計画を踏襲して、以下のとおり掲げます。

【基本理念】

地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる
「地域共生社会」の実現

2 基本目標

基本理念を実現するために、目指すまちの姿を以下のように整理し、計画の基本目標とします。

【基本目標１】地域福祉の意識づくり・担い手づくり

誰もが地域で安心して暮らせる社会を築くためには、地域内で支え合いや助け合いの精神を育み、それを実践する人材の育成が欠かせません。しかし、近年では、住民同士のつながりの希薄化や少子高齢化の進行に伴い、地域力の低下が懸念されています。住民がお互いを理解し、尊重し合いながら支え合う文化を育てるため、生活の様々な場面で地域福祉への理解を深める啓発活動を積極的に進めていくことが求められます。また、地域を担う人材の育成を通じて、幅広い世代が関わり、協力し合うことで持続的な支援体制を築くことが重要です。

これらの現状を踏まえ、福祉活動を担う人材の育成を強化するとともに、住民一人ひとりが課題に気づき、行動できる社会を築くために福祉活動を充実させます。

【施策の方向性】

- ① 地域福祉の意識づくり
- ② 地域を担う人材の育成
- ③ 福祉、介護人材の確保等の推進

【基本目標2】地域で支え合う仕組みづくり

地域福祉の実現には、誰もが安心して暮らせる環境を整えるとともに、困難な状況にある人々や支援を必要とする人々を地域全体で支える仕組みを構築することが重要です。

少子高齢化や単身世帯が増加する現代社会では、孤立が深刻な問題となっており、その解消には、地域内のつながりを強化するとともに見守り体制や支援ネットワークの構築が求められます。これらを踏まえて、住民や行政、関係機関が協力し、防犯活動の充実や防災体制の整備等、安心・安全の基盤を整える取り組みを進めます。また、災害時には迅速な支援や情報共有が行えるよう、日常的な防災訓練や顔の見える関係づくりの促進を図り、災害に備えた体制の強化にも努めます。

こうした仕組みを地域に根付かせることで、住民が主体となり、誰もがともに支え合うことのできる体制整備を推進します。

【施策の方向性】

- ① 地域での支え合い、見守り体制等の拡充
- ② 社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実
- ③ 防災、防犯に備えた体制の構築

【基本目標3】安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

地域において安心して暮らせる社会を実現するためには、身近な福祉サービスの充実や相談体制の強化、ニーズに応じた情報発信の充実等が重要です。

高齢者や障害者、子育て世代等、様々な支援が必要とされる人々のニーズに応じた包括的なサポート体制の構築を推進します。また、日常生活で不安や困難に直面した際には、気軽に相談できる窓口や支援の場を整備し、適切かつ迅速な対応が行えるよう努めます。

さらに、虐待防止や権利擁護の支援を重視し、関係機関と連携しながら住民の尊厳が守られる安全な暮らしの場を築きます。これにより、地域全体で安心と支え合いの仕組みをつくり、住民が自らの生活を大切にしながら暮らし続けられるまちづくりを推進します。

【施策の方向性】

- ① 情報発信の充実
- ② 包括的な支援体制の構築
- ③ 社会福祉協議会等の充実
- ④ 虐待等の防止及び権利擁護の充実
- ⑤ 地域福祉とまちづくり施策の連携促進
- ⑥ 身近に相談できる場の充実

3 地域福祉を推進するための重点的な視点

本計画における3つの基本目標を達成し、基本理念を実現していくためには、地域住民同士の「理解」や「つながり」、「支え合い」が重要です。そのため、本計画において特に着目すべき視点を「重点的な視点」として位置づけます。

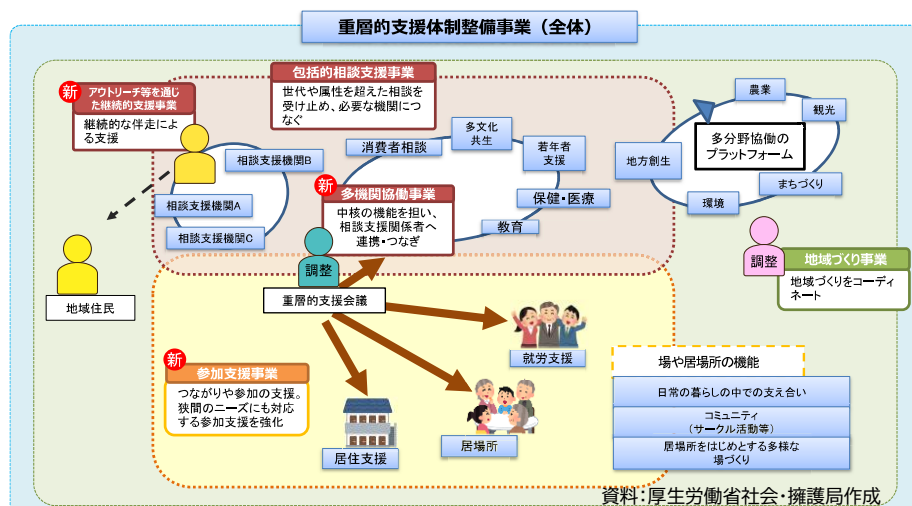
【重点的な視点】重層的支援体制整備事業の推進

地域住民の支援ニーズは、今後さらに複雑化・多様化すると予想されます。それに対応するため、包括的な支援体制を構築し、分野の枠を超えた全世帯を対象とする重層的支援体制の整備を推進します。

図表 3-1 重層的支援体制整備事業を構成する各事業

包括的相談支援事業	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○支援機関のネットワークで対応する ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	○社会とのつながりをつくるための支援を行う ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○支援が届いていない人に支援を届ける ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ○本人との信頼関係の構築に向けた支援を行う
多機関協働事業	○市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○支援関係機関の役割分担を図る

図表 3-2 重層的支援体制整備事業の全体イメージ図



4 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現	1 地域福祉の意識づくり・担い手づくり	①地域福祉の意識づくり
		②地域を担う人材の育成
		③福祉、介護人材の確保等の推進
	2 地域で支え合う仕組みづくり	①地域での支え合い、見守り体制等の拡充 ▶ 重層的支援体制整備事業
		②社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実 ▶ 重層的支援体制整備事業
		③防災、防犯に備えた体制の構築
	3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり	①情報発信の充実
		②包括的な支援体制の構築 ▶ 重層的支援体制整備事業
		③社会福祉協議会等の充実
		④虐待等の防止及び権利擁護の充実
		⑤地域福祉とまちづくり施策の連携促進
		⑥身近に相談できる場の充実 ▶ 重層的支援体制整備事業

※第4章の主な取り組みにおいて、重層的支援体制整備事業として一体的に推進する取り組みについては、**重層**のマークで示しています。

《 第 4 章 施策の展開

基本目標 1 地域福祉の意識づくり・担い手づくり

〔現状と課題〕

住民の地域福祉に対する関心や参加意識が十分ではないことが課題となっています。また、ボランティア活動や地域イベントの担い手の高齢化が進行し、次世代の人材確保が難しい状況です。加えて、住民同士のつながりを深める活動や幅広い世代が協力できる仕組みづくりも十分に整備されていません。

こうした背景には、市全体で進む人口減少と少子高齢化の進行が大きく影響しています。特に若年層や子育て世帯の転出超過が続いており、地域の担い手となる世代が減少しています。さらに、核家族化や単身世帯の増加が顕著であり、かつて家族や近隣で支え合うことが一般的であった地域社会のつながりが希薄化しています。こうした家族形態の変化は福祉活動における人材不足を一層深刻化させる要因となっています。

このような現状を踏まえ、地域全体で福祉活動を支える仕組みの整備と、持続可能な地域福祉の基盤づくりが必要となっています。

〔今後の取り組み〕

①地域福祉の意識づくり

福祉に関する情報やボランティア活動に対する理解を深め、主体的に参加する意識を育みます。また、啓発活動や各種講座の開催等を通じて、地域福祉の重要性を伝え、住民同士の連携や協力を促進する環境を整えます。

※各表の担当欄には、行政における主たる担当課及び社会福祉協議会を記載していますが、取り組みを進めるにあたっては、行政内部のあらゆる部署や地域の多様な連携が重要です。

主な取り組み	担当※	方針
●広報啓発活動の充実 広報紙や市のホームページを通じて、地域福祉の意義や重要性を広く周知します。また、福祉に関する情報やボランティア市民活動等の情報を掲載し、幅広い対象に向けて広報啓発を行います。	(市)社会福祉課、 社会福祉協議会	継続
●出前講座の開催 地域、学校に出向き、児童・生徒、地域住民を対象に各種事業を通して、福祉に関する知識や地域課題への理解を深めます。また、一人ひとりが主体的に地域づくりに参加できるよう、分かりやすく実践的な学びを提供します。	社会福祉協議会	継続

主な取り組み	担当	方針
●市民セミナーの充実 地域課題解決に向けた学習機会の提供や意見交換を通じて、市民同士のネットワークの構築を図り、自ら行動するきっかけをつくります。多様なテーマを掲げ、互いに知識や経験を共有しながら学べる新しい学びの場を創出します。	(市)教育委員会	継続

②地域を担う人材の育成

住民が主体的に活動し、支え合いの輪を広げるためには、多様な立場やスキルを持つ人材の育成が必要です。そのため、地域の特性やニーズに応じた学びの場を提供します。

主な取り組み	担当	方針
●手話奉仕員の養成 手話に関する基礎的な知識と技術を習得するため、養成講座を開催し、聴覚障害等がある人の社会参加促進やコミュニケーション支援の充実を図ります。	(市)社会福祉課	継続
●要約筆記奉仕員の養成 文字による情報伝達を必要とする人々の支援のため、養成講座を開催し、聴覚障害等がある人の社会参加促進やコミュニケーション支援の充実を図ります。また、要約筆記の重要性を啓発し、地域全体で情報格差を解消する取り組みを推進します。	(市)社会福祉課	継続
●認知症サポーターの養成 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識や接し方の学び機会を提供します。また、地域内で認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを目指します。	(市)社会福祉課	継続
●ボランティアの養成 地域住民同士の協力を促進し、ボランティア活動について広く発信することで、参加の機会を拡充します。また、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターの運営支援を行います。	社会福祉協議会、 (市)社会環境課・ 各担当課	継続

③福祉、介護人材の確保等の推進

質の高い福祉・介護サービスを提供するには、必要な人材の確保と育成が欠かせません。外国人介護人材の受け入れについても体制を整備し、関係機関と連携を図ります。

主な取り組み	担当	方針
●福祉・介護人材確保基盤の整備 福祉・介護人材の安定的な確保、育成及び定着を目的に、「安芸高田市福祉・介護人材等総合支援協議会」を設置し、関係機関が連携して人材確保等に関する取り組みを推進します。また、地域内外からの人材誘致や研修の充実により、専門性の向上を図るとともに安定した人材供給体制の構築を目指します。市は事務局を担う社会福祉協議会に対して、人件費補助を行います。	社会福祉協議会、 (市)社会福祉課・ 保険医療課	継続
●外国人介護人材の受け入れ環境の整備 外国人介護人材の受け入れについて、就労環境、生活環境の整備を図りつつ、行政、社会福祉法人、NPO等が連携して、人材の受け入れ体制を検討します。また、介護現場での日本語教育や文化理解支援を充実させ、多文化共生の推進を図ります。	(市)社会環境課・ 社会福祉課・ 保険医療課	継続

基本目標 2 地域で支え合う仕組みづくり

〔現状と課題〕

本市において、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯が年々増加し、寝たきりの高齢者や要介護認定者も多い一方で、支援体制が十分に整備されていない現状が見受けられます。

また、地域のつながりを支える民生委員・児童委員の活動負担が増大しており、これらの活動を支援する仕組みの強化が求められています。さらに、高齢者や障害者、子ども等多様なニーズに応じた包括的な支援体制の整備が求められています。特に、重層的支援体制の整備を通じて、孤立や制度の狭間にある課題への対応が必要です。

防災・防犯の観点では、災害時に避難行動が困難な人々への支援体制の整備が急務です。加えて、地域内での防犯活動の充実を図ることで、すべての人が安全・安心に暮らせる環境づくりが求められています。

このような現状を踏まえて、地域住民や関係機関との連携を強化し、地域資源を活用した取り組みを推進することが重要です。

〔今後の取り組み〕

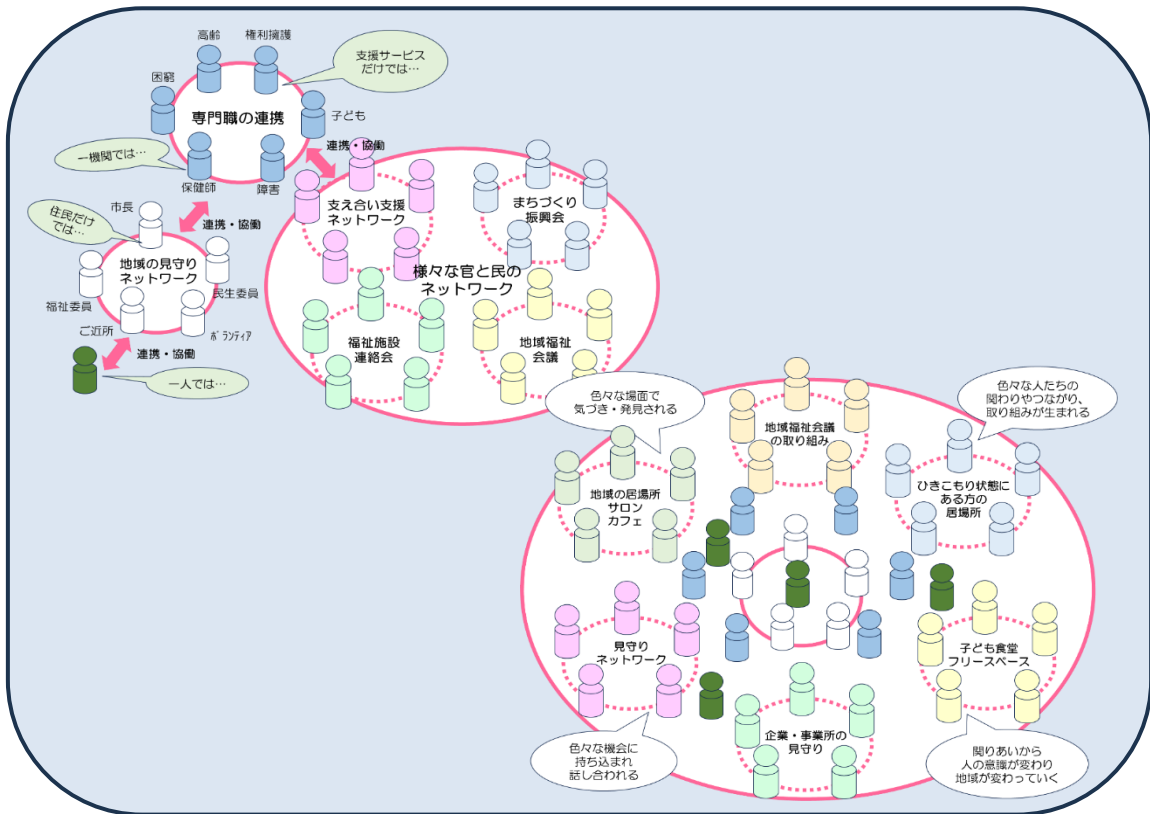
①地域での支え合い、見守り体制等の拡充

支援を必要とするすべての人が地域で孤立することなく、誰もが住み慣れた環境で自分らしく生活できるよう、居場所の提供や支援ネットワークの強化を図ります。

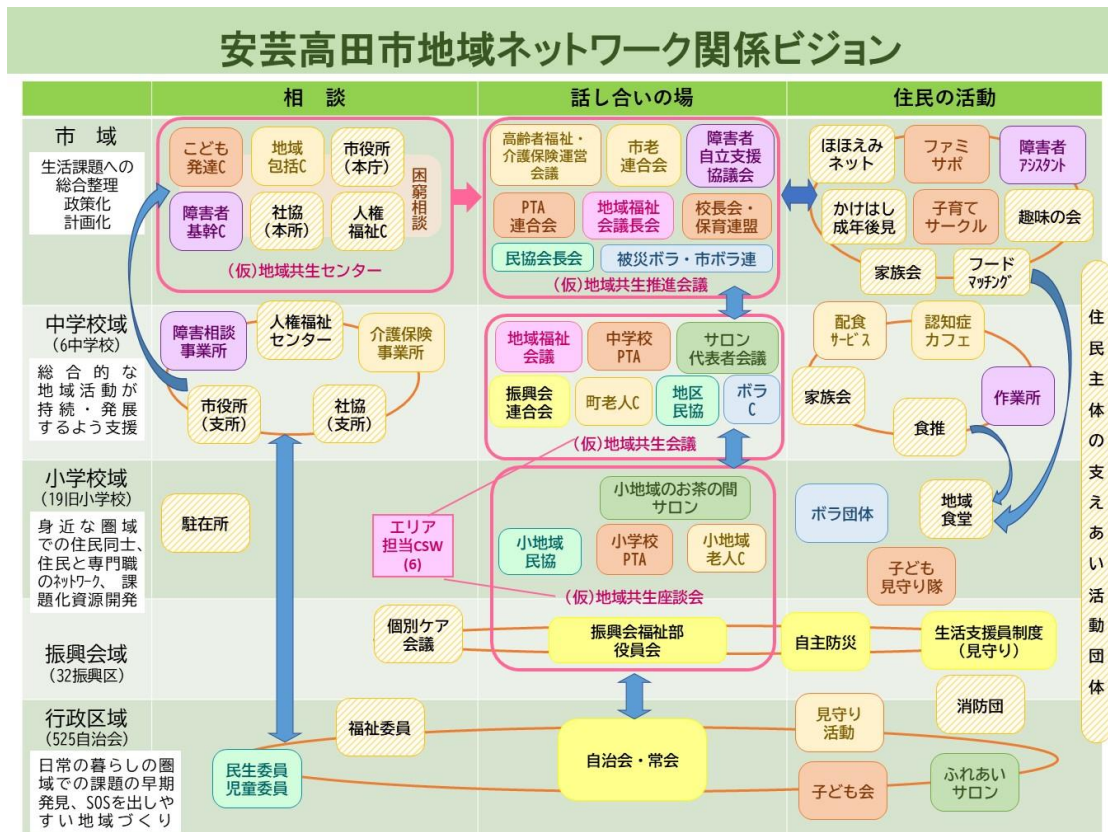
主な取り組み	担当	方針
●生活支援員制度から生活支援体制整備事業への移行・統合 重層 重層的支援体制整備事業を踏まえ、これまで実施してきた生活支援員制度及び安心生活創造事業を介護保険に位置付けられた生活支援体制整備事業への移行・統合に向けて、生活支援コーディネーターを設置する等、体制を整備します。	(市)社会福祉課、 社会福祉協議会	新規
●生活支援員制度の推進 生活支援体制整備事業での体制が整備されるまでは、一人暮らしの高齢者等、孤立の恐れのある世帯を把握し、関係機関と連携しながら支援につなげます。また、日頃から顔の見える関係を築くことで、地域全体で見守り支える支援体制を推進します。	(市)社会福祉課	継続 一部新規

主な取り組み	担当	方針
●専門部署の設置検討 重層 重層的支援体制整備事業を円滑に行うには、事業のデザイン、予算調整及び自治体内部の関連部署との定期的な協議の場が必要となり、事業調整を行う担当専門部署の設置に向けて検討します。	(市)社会福祉課、福祉保健部	新規
●身近な地域の集いの場の展開 重層 身近な地域で誰もが参加できるイベントやサロン等、交流や情報交換ができる場を展開し、地域のつながりを強化します。	(市)社会福祉課、社会福祉協議会	継続
●地域福祉推進圏域におけるネットワーク会議の推進 地域住民と地域福祉の関係機関、行政等がともに集い、地域の福祉ニーズや課題を可視化し、解決策を協議します。また、会議で得られた知見を地域全体で活用できるよう、情報の共有や連携体制の強化を推進します。	(市)社会福祉課、社会福祉協議会	継続
●共生社会を目指した参加の促進と場の構築 重層 多様な背景やニーズを持つ住民が交流できる場を設けます。また、誰もが地域社会の一員として参加し、活躍できる地域づくりを目指して、ボランティア活動等を通じて住民が主体的に関わる仕組みを整えます。	(市)社会福祉課	継続

◆本市におけるネットワーク形成のイメージ図◆



◆本市における地域ネットワーク関係図◆



資料: 安芸高田市社会福祉協議会

②社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実

社会的孤立、社会的弱者のリスクが高い人々を支えるために、地域全体での日常的な声かけや見守り活動を推進します。支援の届きにくい人々へアプローチを進めるとともに、住民や関係機関が連携し、地域の中でつながりを深めます。

主な取り組み	担当	方針
●「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」等に基づく取り組みの検討 要支援者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備に向けて、社会的要援護者の情報の整理を目的とした庁内連携組織の設置や、個人情報保護の原則を踏まえ、支援のあり方等について検討します。また、実際の事例に基づいた運用方法を検討し、効果的な支援方法を模索します。	(市)社会福祉課・危機管理課	継続
●民生委員・児童委員活動の推進 地域住民に寄り添った相談役として、様々な相談に応じたり、必要な支援が受けられるように助言し、専門機関につなぐ役割を持続的に推進します。	(市)社会福祉課・各支所	継続
●生活支援員制度の推進(再掲) 一人暮らしの高齢者等、孤立の恐れのある世帯を把握し、関係機関と連携しながら支援につなげます。また、日頃から顔の見える関係を築くことで、地域全体で見守り支える支援体制を推進します。	(市)社会福祉課	継続
●みんなで育む地域の居場所づくり 重層 既存の施設や空き家の活用等により、地域住民が気軽に立ち寄り、交流や活動ができる居場所や拠点を整備します。利用者の意見を取り入れながら、誰もが利用しやすい環境を目指します。	(市)社会福祉課・管理課・施設担当課	継続
●孤立対策を行う協議会の設置検討 関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会の設置に向けて検討します。	(市)社会福祉課、健康長寿課	新規

③防災、防犯に備えた体制の構築

災害時の対策では身近な人とのつながりが重要であり、支援が必要な人の把握や支援方法の確立が急務となっています。そのため、防災意識の向上を図り、住民同士が助け合える仕組みの構築が求められています。また、防災をはじめとするボランティアの育成や住民との協力体制を強化し、安全で安心なまちづくりを推進します。

主な取り組み	担当	方針
●災害ボランティアセンターの運営支援 災害時、市が災害対策本部を設置した際は、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターへの支援を行います。また、地域住民や関係団体との連携を深め、災害時に迅速にボランティアをコーディネートできる仕組みを構築します。	(市)危機管理課	継続
●避難行動要支援者の支援対策 避難行動要支援者を把握し、災害時避難行動要支援者支援計画の個別計画の作成を促進します。平時からの地域の見守り体制を強化し、迅速かつ適切な支援を可能にする仕組みを構築します。	(市)危機管理課	継続
●災害ボランティアの養成 災害ボランティア活動(災害ボランティア、災害ボランティアセンター等)に関する知識・心得等について学ぶ研修会を実施し、地域の災害リスクや支援ニーズへの理解を深めます。	社会福祉協議会	継続
●被災者生活サポートボランティア推進会議の推進 災害時に被災者への生活サポート活動が迅速かつ的確に行うことができるように、平時から市、関係機関・団体等がネットワークを強化し、災害時に効果的な支援体制が構築できるよう推進します。	社会福祉協議会	継続
●地域連携で進める安全・安心なまちづくり 市の防犯連合会は、防犯ボランティアを担う各地域振興会と連携し、情報共有を通じて効果的な防犯情報の発信や、地域の見守り活動(パトロール)を強化します。また、犯罪抑止を図るとともに安全・安心なまちづくりを推進します。	(市)危機管理課	継続

基本目標3 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

【現状と課題】

すべての住民が尊厳を保ちながら生活を営むためには、自身の権利が適切に守られ、困難や不安を抱えた際に気軽に相談できる場が必要不可欠です。

支援を必要とする人々が複雑な課題を抱える場合、関係機関間の情報共有や連携が不十分で、問題解決までに時間を要することがあります。相談窓口が複数ある一方で、その役割分担が住民にとって分かりづらく、どこに相談すればよいか迷う声も上がっています。これらの課題に対応するためには、住民への効果的な情報発信の充実や関係機関の連携体制の整備が求められます。また、多様な世代のニーズに応じたワンストップ相談体制の整備を推進し、住民が相談しやすい環境を提供する必要があります。加えて、住民一人ひとりが「自分ごと」として地域課題に向き合えるよう、多様な手段を活用した情報発信も重要です。

【今後の取り組み】

①情報発信の充実

すべての住民が、必要な福祉サービスや支援に関する情報を迅速かつ的確に得られるように努めます。また、関係機関と協力し、インターネットや紙媒体等、多様な手段を活用して住民のニーズに応じた分かりやすい情報発信を行い、福祉サービスの利用促進を図ります。

主な取り組み	担当	方針
●多様な媒体の活用強化 本市のホームページやSNSを通じて、福祉サービスや地域活動に関する情報提供を充実させます。住民が必要とする福祉支援や手続きに関する情報を分かりやすく整理し、アクセスしやすい環境を整えます。	(市)社会福祉課	継続
●福祉情報の分かりやすい発信 福祉に関する専門用語や難解な言葉を避け、誰にでも分かりやすい平易な言葉で情報を発信します。また、重要なポイントを簡潔にまとめ、理解しやすい工夫をします。	(市)社会福祉課	継続

主な取り組み	担当	方針
●オフラインとオンラインのハイブリットな情報発信 インターネットの利用が難しい高齢者やネット環境が整っていない世帯に対しては、従来の紙媒体での情報提供を継続しつつ、若い世代にはオンラインでの情報提供を強化します。これにより、より多くの住民に届く情報発信に努めます。	(市)社会福祉課	継続
●個人情報の保護 個人情報を保護するために、適切な管理体制を整えます。関係者のみが個人情報にアクセスできるようにアクセス権限を必要最小限に設定します。	(市)社会福祉課	継続

②包括的な支援体制の構築

住民や関係団体との協力を促進し、複雑化しつつある生活課題の早期発見や支援をスムーズに行える仕組みを整備します。また、地域全体で課題を包括的に受け止め、住民一人ひとりが適切な支援を受けられる体制を構築します。

主な取り組み	担当	方針
●包括的な相談支援体制の整備 <u>重層</u> 住民が生活上の困りごとを気軽に相談できる場を提供し、適切な支援につなげる仕組みを構築します。また、身近な圏域において包括的に相談できる相談窓口の設置を検討します。	(市)社会福祉課、 社会福祉協議会	継続 一部新規
●生活困窮者自立支援事業の充実 <u>重層</u> 生活困窮者の抱える経済的困窮や社会的孤立、その他多様な課題に対応するため、包括的かつ早期的な支援体制を強化します。また、困窮者一人ひとりに寄り添った継続的な支援を実施します。 重層的支援体制整備事業を踏まえ、これまで直営で実施してきた同事業を、安芸高田市社会福祉協議会への委託運営に向けて検討します。	(市)社会福祉課、 社会福祉協議会	継続 一部新規
●切れ目のない支援体制の整備 <u>重層</u> すべての世代が、ライフステージや状況の変化に応じた支援を途切れることなく受けられる仕組みを構築します。また、地域住民が安心して暮らせる環境を目指し、福祉サービスの連携を強化します。	(市)社会福祉課	新規

主な取り組み	担当	方針
●多機関の相談窓口の連携及び体制整備 重層 複合的な課題を抱える対象者に対して、関係機関が連携を強化し、相談を包括的に受け止めることで、適切なサービス提供につなげます。また、福祉のニーズを的確に把握し、相談者が抱える多様な課題に迅速に対応できる体制を整備します。	(市)社会福祉課	新規
●アウトリーチ等を通じた継続的支援 重層 複雑な課題を抱えているため、必要な支援が届いていない人や自ら相談に来られない人等、潜在的な支援ニーズを持つ人を早期に把握することで、支援を届け、積極的なアウトリーチを実施します。	(市)社会福祉課	新規

③社会福祉協議会等の充実

地域福祉の推進において、社会福祉協議会は重要な役割を担っています。住民や関係機関、関係団体と連携し、地域課題を把握するとともに、多様な福祉サービスを提供・調整する拠点としての機能強化が求められています。今後は、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みを一層充実させていきます。

主な取り組み	担当	方針
●社会福祉協議会との連携・支援 社会福祉協議会が策定する「第3次地域福祉活動計画」の実践的な取り組みとも連携しながら、全市的に地域福祉を推進します。また、社会福祉協議会の公益的な活動を踏まえ、多様な福祉サービスを展開する拠点としての機能を強化します。	(市)社会福祉課	継続

④虐待等の防止及び権利擁護の充実

認知症や障害等、支援を必要とする人々の権利を守り、虐待の予防や早期発見、適切な対応を推進します。権利擁護を強化するため、成年後見制度の利用支援を充実させるとともに、その制度の普及啓発を図ります。

主な取り組み	担当	方針
●権利擁護センターの設置準備 すべての人が安心して生活できる権利を守るため、権利擁護センターの開設に向けて準備します。	社会福祉協議会、 (市)社会福祉課	新規
●安芸高田市虐待等防止ネットワークの運営 地域全体で虐待等(児童虐待、DV、高齢者虐待、障害者虐待)の未然防止と早期対応を図るために、関係機関・団体、その他関係者のネットワークを強化します。	(市)健康長寿課・ 社会福祉課・ 子育て支援課	継続
●成年後見制度利用支援事業 成年後見制度の申立てを行う親族等がいない人の市長による申立て手続、成年後見人等への報酬助成を行います。また、制度の普及啓発活動や市民後見人の育成を通じて、地域全体でサポートする体制を構築します。	(市)社会福祉課	継続
●権利擁護、成年後見制度の広報啓発活動の推進 権利擁護に関する知識や理解を深めるとともに、成年後見制度について広く周知します。また、具体的な事例紹介を通じて、成年後見制度の活用方法を分かりやすく伝え、利用促進と意識向上を図ります。	(市)社会福祉課・ 社会環境課・ 各人権福祉センター、 社会福祉協議会	継続

⑤地域福祉とまちづくり施策の連携促進

すべての人が地域で社会活動や福祉活動に参加できる環境を整えるため、福祉とまちづくりを一体的に進めるバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいた施策の展開が重要です。

本市では、これまでも公共施設、交通機関、住環境を対象に、移動しやすく住みやすいまちを重要視した取り組みを推進してきました。今後も、福祉の現場で得られる課題やニーズを的確に捉え、住みよいまちづくりを促進させます。

主な取り組み	担当	方針
●安芸高田市人権尊重のまちづくり条例・指針 人権意識の向上を図るための啓発活動や学校や地域団体との連携を強化します。 本市の将来像「人がつながる 田園都市 安芸高田」の実現を目指すことを目的とし、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例・指針を制定しています。	(市)社会環境課	継続
●ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化 公共施設及び道路等の新設や改修時には、ユニバーサルデザインの基準を適用し、利便性と安全性を向上させる取り組みを推進します。	(市)建設課	継続
●「障害者週間」取り組みの実施 「障害者週間」の趣旨に基づき、子どもから大人まで幅広い層への啓発を進めます。偏見や差別をなくし、障害のある人自身の社会参加を促すことができるよう努めます。	(市)社会福祉課	継続
●地域住民の移動手段の確保 デマンド型区域乗合「お太助ワゴン」や市町村運営有償運送等、買い物や通院等の生活を担う多様な移動手段を提供します。住民一人ひとりの移動の自由を確保し、利便性の向上と生活の質の向上を図ります。	(市)政策企画課	継続
●住宅確保要配慮者への支援 単身高齢者世帯、子育て世帯、障害者世帯、低額所得者世帯等、住宅の確保に配慮を要する人々を対象に適切なサービスを提供します。また、関係機関との連携により、安全で快適な住環境を整備します。	(市)管理課・ 社会福祉課・ 子育て支援課	継続

⑥身近に相談できる場の充実

生活の中で困りごとや不安を抱えた際、誰もが気軽に相談できる場を身近に確保できるよう既存の支援機関を積極的に活用します。高齢者、障害者、児童等、相談内容に応じた専門的な支援や関係機関との連携体制を強化します。これらを通じて、住民が安心して暮らせる基盤づくりを推進します。

対象	主な取り組み	担当	方針
高齢者	●高齢者に関する相談支援体制の確保(安芸高田市地域包括支援センター事業) 重層 高齢者に関する総合相談窓口である地域包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように支援します。高齢者の虐待防止窓口も担っています。	(市)社会福祉課	継続
障害者	●障害児・者に関する相談支援体制の確保(安芸高田市障害者基幹相談支援センター事業) 重層 安芸高田市障害者基幹相談支援センターでは、障害手帳の有無に関わらず、障害のある人の困りごとの相談に応じます。安芸高田市障害者自立支援協議会事務局、障害者虐待防止センターとしての機能も有しています。	(市)社会福祉課	継続
	●障害児・者に関する相談支援体制の確保(身体障害者相談員・知的障害者相談員) 重層 市が委託した身体障害者相談員、知的障害者相談員が自身の障害や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を行います。	(市)社会福祉課	継続
	●こころの健康に関する相談窓口の設置 重層 精神障害者やひきこもり、アルコール依存等の当事者及びその家族からの相談に、保健師が電話、面接で相談に応じます。	(市)健康長寿課	継続

対象	主な取り組み	担当	新規等
児童	●子育てに関する相談支援体制の確保 (子育て支援センター) 重層 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、保健師、子育て支援員が子育てに関する悩み等の相談に応じます。	(市)子育て支援課	継続
	●子育てに関する相談支援体制の確保 (こども発達支援センター) 重層 こども発達支援員が、就学までの乳幼児の心身の成長・発達に関する悩み等の相談に応じます。		
生活 困窮	●生活困窮者自立支援事業の充実(再掲)重層 生活困窮者の抱える経済的困窮や社会的孤立、その他多様な課題を広く受け止め、自立に向けて包括的、早期的に支援するため、事業の充実を図ります。	(市)社会福祉課、 社会福祉協議会	継続 一部新規
全般	●隣保館(人権福祉センター) 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。	(市)各人権福祉センター・ 社会環境課	継続
全般	●民生委員・児童委員活動の推進(再掲) 最も身近な相談役として、地域で様々な相談に応じたり、必要な支援が受けられるように助言し、専門機関につなぐ役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を推進します。	(市)社会福祉課・ 各支所	継続
成年 後見	●成年後見制度に関する相談窓口の設置 成年後見制度に関する様々な相談に応じ、判断能力に不安のある人やその家族等の不安感を解消します。	(市)社会福祉課	継続

「第5章 成年後見制度利用促進基本計画」

1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症や高齢、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な方々を支援し、その権利を保護するための重要な制度です。しかし、現実にはこの制度の利用が進んでおらず、利用者数の伸び悩みや制度への理解不足が大きな課題となっています。特に、制度の存在を知らない潜在的な利用者やその家族が多く、また手続きの煩雑さが利用をためらわせる要因となっています。

このような状況の中、国は、2016 年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 29 号)を施行し、同法律に基づき、2017 年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。本計画は、制度の理解を深め、利用しやすい環境を整備することを目的としています。

本市においても、関係機関や地域社会との連携を強化し、支援を必要とするすべての人々が適切に制度を利用できるよう、「安芸高田市成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画に内包する形で策定します。

2 計画の位置づけ

本計画を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

●成年後見制度利用促進法

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、2025 年度から 2029 年度までの5年間を計画の期間とします。

4 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や高齢、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人(以下「本人」という。)の権利を守る支援者(以下「成年後見人等」という。)を選ぶことで、本人の生活や財産を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類に分かれます。

(1) 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいこと(代理権)を契約(任意後見契約)で決めておく制度です。契約に基づき、本人の希望に沿った支援を受けることができます。

(2) 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。この制度は本人の判断能力に応じて、さらに「後見」「保佐」「補助」の3つに分類され、支援の程度や内容が異なります。

(3) 成年後見人等

選任される成年後見人等については、家族や親族等の親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見人、身近な地域の人が後見人に就任する市民後見人に分類されます。

	任意後見制度	法定後見制度
成年後見人等の選出	本人が後見人を自分で選ぶ	家庭裁判所が後見人を選任する
支援の開始時期	本人に判断能力がある段階で契約し、判断能力が不十分になった後、任意後見監督人が選任されて開始する	判断能力が失われた段階で、成年後見人等が選任されて開始する
支援の内容	本人の意思で内容を決める	家庭裁判所が定める範囲で行う
成年後見人等の権限	財産管理、契約で定めた法律行為の代理、身上監護、取消権はない	財産管理、契約で定めた法律行為の代理、身上監護、取消権がある
成年後見人等の報酬	自由に定められる	家庭裁判所に申請することにより報酬が付与される
裁判所等による監督の有無	任意後見監督人による監督あり	家庭裁判所による監督あり

5 本市の現状

成年後見制度の利用者数は、広島家庭裁判所の集計によると本市では126人、人口比0.48%となっており、近隣市町と同程度となっています。

図表 5-1 広島家庭裁判所における成年後見制度利用者数

本人の住所	成年後見						人口 (人)	面積 (Km2)	人口比 (%)
	法定後見				任意 後見	合計			
	後見	保佐	補助	合計					
安芸高田市	59	58	6	123	3	126	26, 236	537. 75	0. 48

資料：広島家庭裁判所
2024年7月10日現在

2023年度の広島県における成年後見人等(成年後見人、保佐人及び補助人)と本人との関係を見ると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任された割合は、全体の約19%となっています。

2023年度の広島県における親族以外の第三者が成年後見人等に選任された割合は、全体の約81%であり、親族が成年後見人等に選任されたものを大幅に上回っています。その内訳は、法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士等)、法人(社会福祉協議会等)となっています。

図表 5-2 成年後見関係事件の「成年後見人等と本人の関係」

	2022 年度				2023 年度			
	件数		割合 (%)		件数		割合 (%)	
	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国
配偶者	14	570	1.5	1.4	11	516	1.2	1.3
親	9	511	1.0	1.3	15	490	1.6	1.2
子	94	4,037	10.4	10.2	89	3,951	9.7	9.7
兄弟姉妹	23	1,127	2.5	2.8	23	1,138	2.5	2.8
その他親族	43	1,315	4.8	3.3	34	1,286	3.7	3.2
弁護士	166	8,682	18.3	21.9	167	8,925	18.3	21.9
司法書士	348	11,764	38.5	29.7	385	11,983	42.2	29.4
社会福祉士	94	5,849	10.4	14.8	75	6,132	8.2	15.1
社会福祉協議会	57	1,432	6.3	3.6	41	1,532	4.5	3.8
税理士	2	58	0.2	0.1	2	58	0.2	0.1
行政書士	26	1,427	2.9	3.6	35	1,525	3.8	3.7
精神保健福祉士	0	57	0	0.1	0	69	0	0.2
社会保険労務士	11	107	1.2	0.3	6	102	0.7	0.3
市民後見人	4	271	0.4	0.7	7	344	0.8	0.8
その他法人	13	2,259	1.4	5.7	22	2,567	2.4	6.3
その他個人	1	98	0.1	0.2	1	111	0.1	0.3
合計	905	39,564	100	100	913	40,729	100	100

資料：(広島県)安芸高田市福祉保健部社会福祉課

(全国)最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況-2022 年1月～12 月、2023 年1月～12 月-

社会福祉協議会では、法人成年後見人として現在3人を受任しており、その数は横ばいとなっています。

図表 5-3 成年後見事業実施の推移

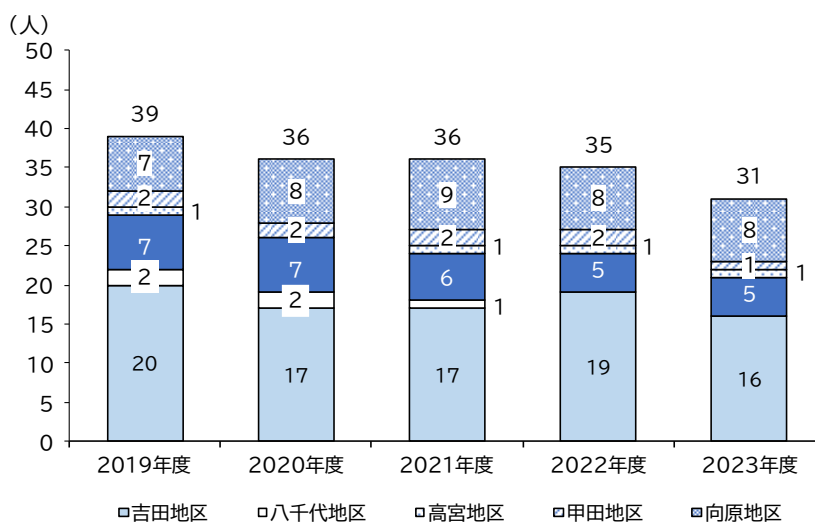
(単位:人)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
受任者数	2	3	4	3	3

資料：安芸高田市社会福祉協議会

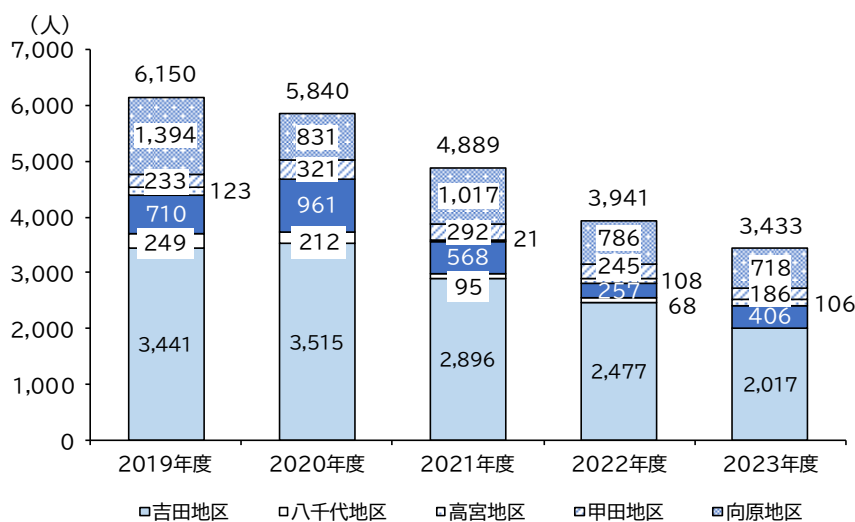
かけはし事業の利用者数及び問い合わせ・相談・援助等の支援数は減少傾向にあります。

図表 5-4 かけはし事業実施推移（利用者数）



資料:安芸高田市社会福祉協議会

図表 5-5 かけはし事業実施推移（支援数）



資料:安芸高田市社会福祉協議会

※福祉サービス利用援助事業「かけはし」とは、認知症や知的障害・精神障害等で判断能力が不十分な人が、できる限り地域で自立した生活を継続していくために、福祉サービス利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行う制度です。

図表 5-6 成年後見関係事件の「申立人と本人の関係」

	2022 年度				2023 年度			
	件数		割合 (%)		件数		割合 (%)	
	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国
本人	169	8,307	19.8	21.0	156	9,033	17.8	22.2
配偶者	26	1,701	3.0	4.3	30	1,699	3.4	4.2
親	43	1,893	5.0	4.8	39	2,018	4.4	5.0
子	193	8,240	22.6	20.8	208	8,132	23.7	20.0
兄弟姉妹	76	4,469	8.9	11.3	87	4,491	9.9	11.0
その他親族	105	4,314	12.3	10.9	103	4,313	11.7	10.6
法定後見人等	14	728	1.6	1.8	20	731	2.3	1.8
任意後見人等	8	688	0.9	1.7	15	693	1.7	1.7
検察官	0	1	0	0	0	0	0	0
市区町村長	221	9,229	25.8	23.3	219	9,607	25.0	23.6
合計	855	39,570	100	100	877	40,717	100	100

資料：(広島県)安芸高田市福祉保健部社会福祉課

(全国)最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況-2022年1月～12月、2023年1月～12月-

市長申立てを行った件数は、直近の5年間では1～3件程度で推移しています。

事業報酬額の助成を行った件数は、直近の5年間では2～5件程度で推移しています。

図表 5-7 市長申立件数の推移

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
高齢者	0	1	3	1	2
障害者	1	1	0	0	0
合計	1	2	3	1	2

資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課

(注)申立年月日を基準としてカウントする。高齢者・障害者の区別は、申立費用を要した予算を基準にカウントする。障害を持つ高齢者であっても障害者福祉の予算で支出していれば、障害者で1カウントとする(高齢者には計上しない)。

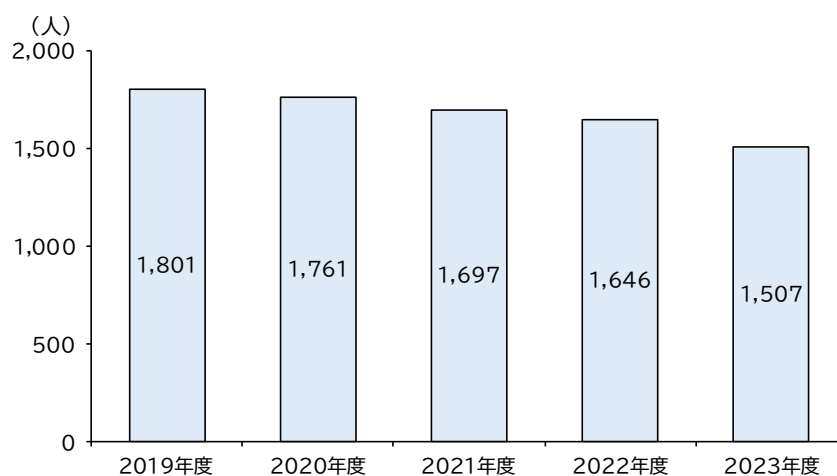
図表 5-8 安芸高田市成年後見制度利用支援事業報酬額の助成件数の推移

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
高齢者	3	3	2	3	1
障害者	2	0	0	1	2
合計	5	3	2	4	3

資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課

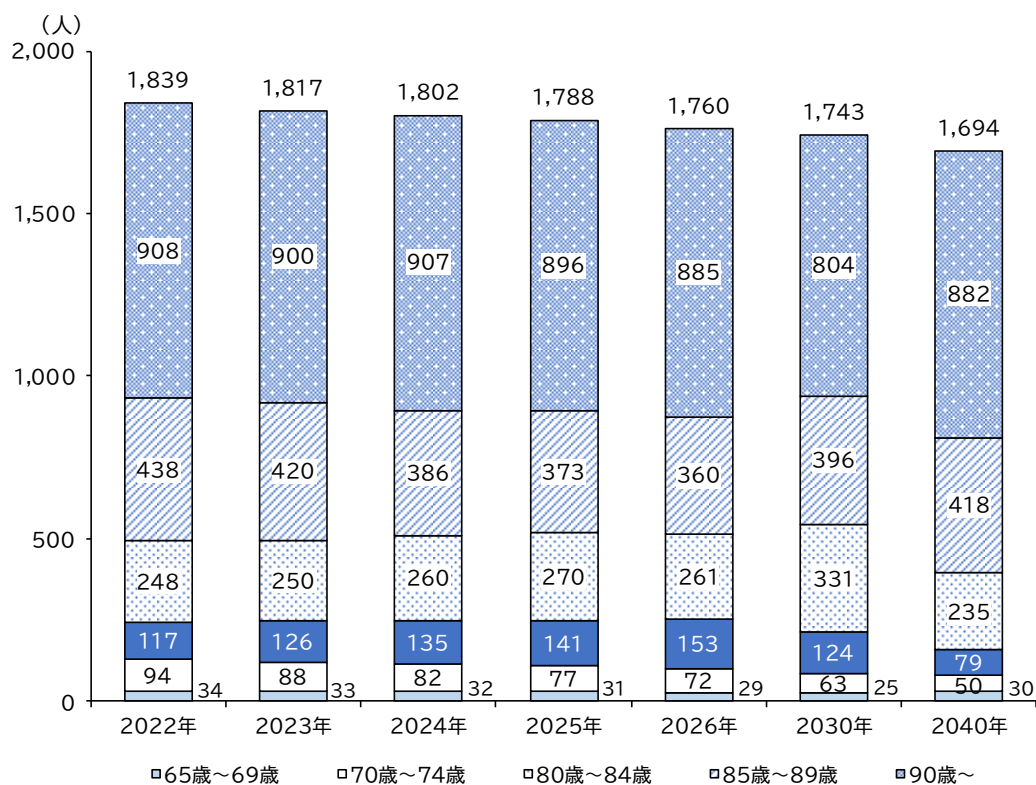
要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者は、人口減少に伴い、減少しています。

図表 5-9 要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者の推移（実績）



資料：安芸高田市福祉保健部保険医療課

図表 5-10 認知症高齢者数の推移（推計）



資料：安芸高田市第9期介護保険事業計画

6 計画の内容

(1) 基本目標

住み慣れた地域で、地域の人々と支え合い、認め合いながら、尊厳を持ち、権利が擁護される地域づくりを目指す

(2) 基本施策

基本施策1 虐待等の防止及び権利擁護の充実

成年後見制度の利用が必要になった際、どこに相談し、どのように利用すべきか、どのようなメリットがあるか等、制度について正しく理解し、利用しやすくなることが重要です。そのために、制度の普及啓発を積極的に進めます。また、権利擁護支援が必要な人々を適切な支援につなげるため、相談体制を充実させ、中核機関の設置を通じて関係機関との連携強化を図ります。

主な取り組み	担当	方針
●権利擁護、成年後見制度の広報啓発活動の推進 (再掲) 権利擁護に関する知識や理解を深めるとともに、成年後見制度について広く周知します。また、具体的な事例紹介を通じて、成年後見制度の活用方法を分かりやすく伝え、利用促進と意識向上を図ります。	(市)社会福祉課・ 社会環境課・ 各人権福祉センター、 社会福祉協議会	継続
●成年後見制度利用支援事業(再掲) 成年後見制度の申立てを行う親族等がいない人の市長による申立て手続、成年後見人等への報酬助成を行います。また、制度の普及啓発活動や市民後見人の育成を通じて、地域全体でサポートする体制を構築します。	(市)社会福祉課	継続

主な取り組み	担当	方針
●地域連携ネットワークの構築の検討と中核機関の設置 地域連携ネットワークの構築については、既存の組織(安芸高田市虐待等防止ネットワーク会議)の活用を含め、検討します。 中核機関は、就労支援や居住支援等、再犯リスクの低減に必要な支援を一元的に提供することで、再犯の抑制と社会復帰の促進を図ります。計画期間である 2029 年度までに、関係機関と協議し、市直営または今後設置が予定されている権利擁護センターへの委託も含め、設置します。	(市)社会福祉課	新規
●法人後見の充実 現在、社会福祉協議会で行っている法人後見の充実を図ります。利用者が安心して利用できる環境づくりにも重点を置き、利用者の多様なニーズに応える制度運営を目指します。	社会福祉協議会、 (市)社会福祉課	継続
●権利擁護センターの設置準備(再掲) すべての人が安心して生活できる権利を守るため、権利擁護センターの開設に向けて準備します。	社会福祉協議会、 (市)社会福祉課	新規
●安芸高田市虐待等防止ネットワークの運営(再掲) 地域全体で虐待等(児童虐待、DV、高齢者虐待、障害者虐待)の未然防止と早期対応を図るために、関係機関・団体、その他関係者のネットワークを強化します。	(市)社会福祉課・ 子育て支援課	継続

基本施策2 利用者支援体制の整備

高齢化社会の進展や支援を必要とする人々の多様化に伴い、地域における相談体制の充実や専門職との連携強化が求められています。利用者が円滑に制度を利用できるよう、身近な相談窓口を活用した包括的な支援体制の構築を図るとともに、制度利用後のフォローアップにも注力します。

主な取り組み	担当	方針
●地域包括支援センターにおける相談窓口の設置 地域包括支援センター内に相談窓口を設け、市民が気軽に制度に関する質問や相談ができる場を提供します。迅速な対応により、利用しやすさの向上に努めます。	社会福祉協議会	継続
●各専門職との連携強化 弁護士や司法書士、社会福祉士等と密に連携し、利用者に総合的な支援ができるネットワークを構築します。情報共有や共同対応がスムーズになる体制を目指します。	(市)社会福祉課	継続
●利用者に向けた分かりやすい表現の工夫 高齢者や障害のある方にも理解しやすい言葉やイラストを用いた説明資料を作成し、利用者が成年後見制度について把握しやすい工夫を施します。	(市)社会福祉課	継続
●ボランティアによる見守り活動の実施 地域のボランティアが利用者を見守る活動を行い、孤立防止と地域社会の安全確保に貢献します。訪問や電話での見守りを推進します。	(市)社会福祉課	継続

《 第 6 章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、1996 年以降毎年戦後最多を記録し、2002 年には、2,853,739 件に達しましたが、2003 年以降は減少を続け、2021 年には 568,104 件と戦後最少となりました。

また、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、2022 年の検挙者に占める再犯者の割合は 47.9%と、刑法犯検挙者の約半数という状況にあります。

このような状況の中、国は、2016 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 104 号)を制定・施行しました。これを受けて国では、2017 年 12 月に「第一次再犯防止推進計画」を、2023 年3月には「第二次再犯防止推進計画」(以下「第二次計画」という。)を閣議決定し、再犯防止の取り組みを推進しています。

本市においても、国の第二次計画の目指すべき方向・視点を踏まえるとともに、再犯の防止及びすべての人が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心に暮らせる社会を実現するために「安芸高田市再犯防止推進計画」を地域福祉計画に内包する形で策定します。

2 計画の位置づけ

安芸高田市再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)第8条第1項に定める計画として位置づけます。

●再犯防止推進法

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画は、2025 年度から 2029 年度までの5年間を計画の期間とします。

4 計画の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であつた者」を本計画の対象者とします。具体的には、矯正施設を退所した者だけでなく、警察で微罪処分(起訴猶予)になった者や検察で不起訴処分となった者、裁判所で刑の執行を猶予された者、保護観察に付された者等も含みます。

5 統計データ

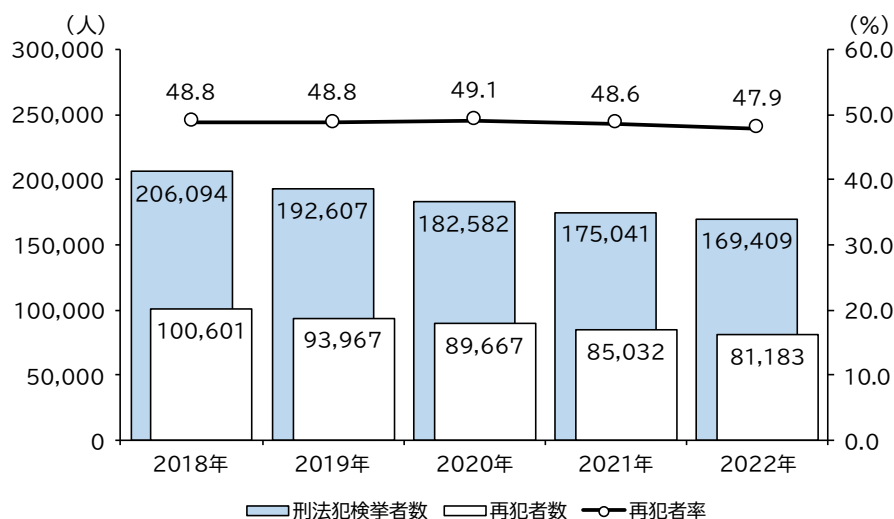
(1) 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)は、直近5年間では 48～49%程度で推移しています。

広島県における刑法犯検挙者中の再犯率は、2021 年に増加がみられましたが、ほぼ横ばいで推移しています。

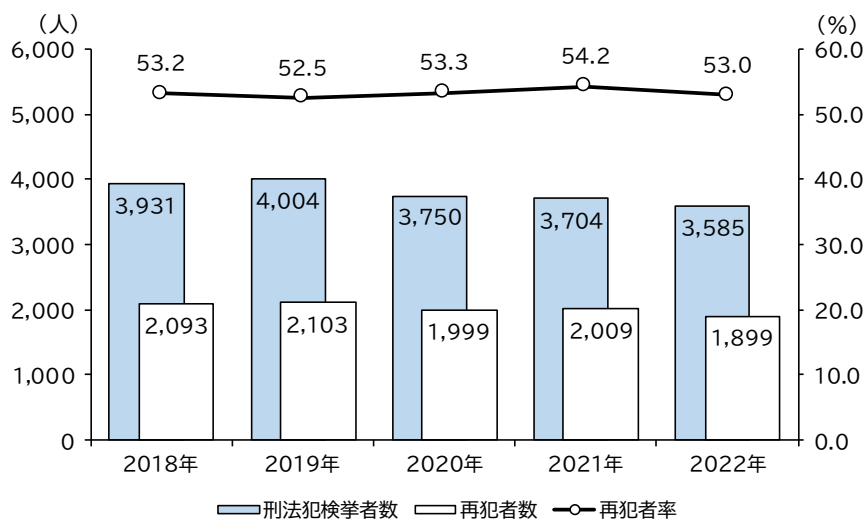
本市における刑法犯総数は減少傾向にありますが、再犯者数は 2020 年に増加し、2022 年時点で 61.9%となっています。これは全国の 47.9%、広島県の 53.0%を大きく上回っています。

図表 6-1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移(全国)



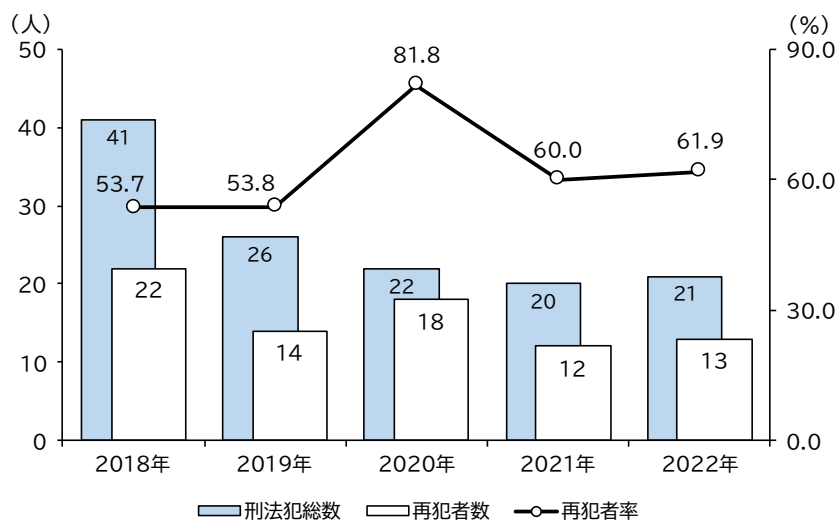
資料: 令和5年版再犯防止推進白書

図表6-2 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移（広島県）



資料:法務省広島矯正管区提供データ

図表6-3 本市における刑法犯総数及び再犯者数、再犯者率の推移（安芸高田市）



資料:法務省広島矯正管区提供データ

本市の犯罪情勢は以下のとおりとなっており、再犯者が多い状況が続いています。また、年齢別でみると、60 歳以上の犯罪が多い状況にあります。

図表 6-4 安芸高田警察署管内犯罪統計データ（少年を除く検挙人員）

（単位：人）

		2020 年	2021 年	2022 年
刑法犯総数		22	20	21
罪種別	うち) 凶悪犯	0	1	1
	うち) 粗暴犯	5	4	12
	うち) 窃盗犯	12	11	5
	うち) 知能犯	1	2	1
	うち) 風俗犯	0	0	1
	うち) その他の刑法犯	4	2	1
初犯者・再犯者別	初犯者	4	8	8
	再犯者	18	12	13
犯行時の年齢別	20・30 歳代	3	2	6
	40・50 歳代	8	5	7
	60 歳以上	11	13	8
性別	男性	14	16	18
	女性	8	4	3
犯行時の職業別	有職者	10	10	12
	無職（学生を含む）	12	10	9
覚醒剤取締法		1	1	1
麻薬等取締法		0	0	0
大麻取締法		0	0	0

資料：法務省広島矯正管区による集計データをもとに作成

「保護司」を知っていますか？

保護司とは、犯罪や非行をした方の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。刑務所や少年院を退所してから、保護観察期間中のサポートを行っています。月に2回以上の面談を通して、「順守（立ち直るために必要と思われる）事項が守れているか」「生活や健康状態は良好か」等をチェックします。様々な相談に乗りながら、社会復帰までの道のりを支えます。現在、市では19人の保護司が在籍。「犯罪のない安芸田市」を目指して活動中です。

安芸高田地区更生保護サポートセンター

毎週火曜日から金曜日までの13時から16時まで、保護司が常駐し、サポートセンターを開設しています。事務作業や面談が行われるだけでなく、生活に問題を抱えている方の相談窓口としても機能しています。ひきこもりや親子関係等、「どこに相談したらいいかわからない」という悩みについて一緒に考えます。



啓発活動の実施

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高校を訪問してリーフレットを配布し、子どもたちにも社会を明るくすることの意味を考えてもらっています。小中学生には作文コンテストの応募も依頼しています。また、食料品店などで買い物帰りの市民の皆さんにリーフレットやキャンペーン用品を配付し、“社会を明るくする運動”への理解を呼びかけています。



自主研修会の開催

活動報告を行ったり、学校・専門機関の方を講師に招いて情報の共有、問題や課題の解決に向けて研修を行っています。



資料：広報あきたかた 2021年7月号をもとに作成

(2) 安芸高田市関係組織

団体名	活動内容
安芸高田市保護司会	保護司会に所属する保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。本市では 19 名(定員 21 名)の保護司が活躍しています。近年、保護司の人員が減少傾向にあることから、適任者の確保に努めています。
安芸高田市更生保護女性会	更生保護女性連盟は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。本市では 22 名の会員が活躍しています。
安芸高田地区協力雇用主会	協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等をその事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。本市には組織がありません。今後、設立に向けて取り組む必要があります。
BBS 会	非行少年等、様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。本市には組織がありません。

6 計画の内容

(1) 基本目標

犯罪をした者等に対して、関係機関が必要な支援を行うことで、再犯を未然に防ぎ、社会での更生をサポートするとともに、地域社会のつながりの中で、すべての市民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。

【国の重点課題】

2023 年、再犯防止推進法に基づき策定された、国の第二次再犯防止推進計画には、7つの重点課題が盛り込まれています。本市においても、国や県、警察、その他関係機関と連携・協力しながら、地域社会で孤立しない「息の長い」支援に取り組み、安全で安心な地域づくりを推進します。

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

(2) 基本施策

基本施策1 就労・住居の確保等を通じた自立支援

再犯防止のためには、社会復帰を目指す人々が安定した生活基盤を築くことが重要です。特に就労や住居の確保は、生活の安定に直結する要素であり、自立した生活を支える土台となります。関係機関や支援団体との連携を強化し、一人ひとりに寄り添った支援を提供することで、持続可能な自立支援の仕組みを構築します。

主な取り組み	担当	方針
●ハローワークとの連携 ハローワークと協力し、再犯リスクのある人が活用できる就労情報を共有し、職業紹介をサポートします。求人情報や職場の特徴を詳しく説明し、適切な就労先を見つけられるよう支援します。	安芸高田地区保護司会、(市)社会福祉課	継続

主な取り組み	担当	方針
●協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実 企業や団体への広報活動を強化し、協力雇用主制度の認知度を向上させます。また、再犯防止を目的とした研修会の実施や協力雇用主への補助金・助成金制度を提供し、受け入れ環境の整備を支援します。さらに、個別相談を通じて、協力雇用主が負担を感じずに雇用できる体制を構築し、社会復帰支援の促進を目指します。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続 一部新規
●生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援 広島保護観察所や安芸高田地区保護司会等の関係機関・団体との連携も図りながら要支援者の把握に努めます。また、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等の各種支援につなぎます。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続
●関係機関と連携した非行のある少年への就労支援 就労を希望する少年に対して、問題を抱えた少年の雇用に協力的な会社に関する情報提供を行う等、ハローワークや安芸高田地区保護司会サポートセンター等との連携により、少年の就労に向けた支援の充実を図ります。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続
●安定した住居の提供 社会復帰後の受刑者が住居を確保できるよう、公営住宅の利用を推進します。ホームレスになることを防ぎ、生活の基盤を確立することで再犯リスクを軽減します。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課・ 管理課	継続

基本施策2 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

個々の犯罪者が抱える課題や特性を的確に把握し、それに応じた支援を行うことが重要です。多様な相談に対して積極的なサポートを実施し、再犯リスクの軽減につなげます。

主な取り組み	担当	方針
●サポートセンターでの多様な相談窓口の設置 就労を希望する少年に対して、問題を抱えた少年の雇用に協力的な会社に関する情報提供を行う等、ハローワークや安芸高田地区保護司会サポートセンター等との連携により、少年の就労に向けた支援の充実を図ります。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続

基本施策3 民間協力者の活動の促進

地域におけるボランティア活動や保護司の役割は、犯罪者の社会復帰を支援する重要な柱です。地域に密着した支援活動を円滑に行える環境を整えることで、犯罪をした者等の社会復帰を後押しします。

主な取り組み	担当	方針
●民間ボランティアの活動に対する支援の充実 更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会等の活動を支援するとともに、更生保護活動など事業に対する補助金の交付や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続
●持続可能な保護司制度の確立に向けた検討 保護司の高齢化や人材不足といった課題に対応するため、新たな人材確保や負担軽減の方策を検討します。具体的には、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容のあり方等を検討します。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続

基本施策4 再犯防止に向けた基盤の整備

犯罪の再発を防ぐには、個人に対する支援だけでなく、地域社会全体で立ち直りを支える環境の構築が不可欠です。再犯防止の重要性を啓発する活動を展開するとともに、“社会を明るくする運動”を通じて、住民一人ひとりが再犯の意義を理解し、地域全体で支える共生社会を実現するための取り組みを推進します。

主な取り組み	担当	方針
●再犯防止の重要性の啓発 広報媒体(ポスターやパンフレット、SNS 等)を活用し、再犯防止の重要性を周知します。犯罪予防への理解を深め、再犯リスクを減らす環境づくりに努めます。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続
●広報を通じた民間ボランティア活動の理解の促進 市のホームページや広報紙において、保護司、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民の理解促進を図ります。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続
●情報共有の強化 保護観察所や警察、安芸高田地区保護司会、更生保護女性会をはじめとする民間協力者、民生委員・児童委員と地域における再犯防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続
●“社会を明るくする運動”を通じた理解の促進 毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行う等、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に努めます。また、学校や職場での教育を通じて、支援者や一般市民が再犯防止に協力しやすい環境を整え、再犯者への支援を行うことで犯罪のない明るい社会を目指します。	安芸高田地区保護司会、 (市)社会福祉課	継続

1 計画の推進体制

地域福祉の推進には、市民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体、関係団体等、様々な主体が連携・協働し、それぞれの役割や責務を認識しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくことが重要です。市民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を深め、取り組みの企画、運営、評価、改善まで積極的に参画することで、市民、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割を進めていく必要があります。

（１）市民の役割

地域福祉を推進していく力は、地域の担い手である市民です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自分にできることを考え、自発的に福祉活動に参加することが求められます。このような自主的な取り組みを通じて、多くの交流が生まれ、地域で互いに支え合い、助け合う環境が作り上げられます。

さらに、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、地域福祉の一層の発展に貢献することが期待されます。

（２）行政の役割

市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。そのため、市民や、社会福祉協議会、ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野といった分野との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

（３）社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中核として、市民や各種団体等と連携・協働し、行政との調整役として役割を担う必要があります。

今後は、本計画及び年度毎の事業計画に基づく取り組みを着実に進めるとともに、継続的な見直しや改善を行います。

2 計画の進行管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、改善プロセスを効率的に行う手法で、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4段階を繰り返し、継続的な向上を目指します。

本計画においては、PDCA サイクルを実施するために、年に一度会議を開き、進行管理や評価を行い、改善点を確認します。

◆PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



●計画(Plan)	計画の策定(取り組み内容や目標等の決定)
●実行(Do)	計画に基づく取り組みの実施
●点検・評価(Check)	取り組み状況及び目標等の評価・分析
●改善・見直し(Action)	取り組み内容や目標等の見直し、評価結果の活用

3 財源の確保や社会資源の活用

本計画を実行するため、地域づくりに関する事業の一体的な実施を検討し、福祉関係以外も含めた国等による補助制度の有効活用を図ります。

また、行政と地域住民、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業、NPO等と連携し、民間財源の確保や社会資源の活用を図り、地域における様々な関係者の協働による地域福祉の推進を目指します。

1 地域福祉計画策定委員会規則

安芸高田市地域福祉計画策定委員会規則

令和6年3月28日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、安芸高田市附属機関設置条例(令和6年安芸高田市条例第8号)第4条の規定により、安芸高田市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の所掌事務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定及び進行管理に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・保健・福祉関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 職域・住民組織団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 策定委員会の委員が、第1項に掲げる職の身分を失ったときは、当該策定委員会の委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、オンライン(情報通信機器その他の機器を用いて、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)により会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面開催)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、期日を指定して書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の結果とすることができる。

2 書面開催とする場合、前条第2項中「委員の過半数が出席しなければ」とあるのは、「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは、「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。

3 書面開催を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、議事の結果を報告しなければならない。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、策定委員会委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 地域福祉計画策定委員名簿

	氏名	選出団体名・役職	役職	選出分野
1	辻駒 健二	高宮町地域振興会連絡協議会	会長	職域・住民組織 団体の代表者
2	今井 憲治	向原町地域振興会連絡協議会	会長	職域・住民組織 団体の代表者
3	佐々木 昌莊	安芸高田市民生委員児童委員協議会	会長	民生委員・児童 委員
4	胡濱 茂夫	安芸高田市社会福祉協議会	副会長	医療・保健・福祉 関係者
5	◎則川 希貞	安芸高田市医師会	会長	医療・保健・福祉 関係者
6	坂井 洋明	居宅介護支援事業所連絡協議会	会長	医療・保健・福祉 関係者
7	○伊藤 千代子	安芸高田市障害者自立支援協議会	会長	医療・保健・福祉 関係者
8	吉岡 真奈美	安芸高田市保育連盟	会長	医療・保健・福祉 関係者
9	橋詰 健	安芸高田地区保護司会会長	前会長	医療・保健・福祉 関係者
10	井上 和志	安芸高田市福祉保健部	部長	関係行政機関の 職員

(2024年10月1日現在)

※◎印は委員長、○印は副委員長を示す

3 策定経過

開催（実施）日	会議名等	内容
2024 年 7 月 25 日	第 1 回安芸高田市地域福祉計画 策定委員会	・ 委嘱状の交付 ・ 委員長の選任 ・ 地域福祉計画の概要 ・ 今後のスケジュール
2024 年 11 月 7 日	第 2 回安芸高田市地域福祉計画 策定委員会	・ 第 1 次計画の評価 ・ 第 2 次計画骨子案の説明・協議
2024 年 12 月 12 日	第 3 回安芸高田市地域福祉計画 策定委員会	・ 地域福祉計画素案の説明・協議 ・ 地域福祉計画(案)の承認
2024 年 12 月 23 日～ 2025 年 1 月 23 日	パブリックコメントの実施	・ 計画案についての意見募集

4 関連資料

[資料1] NPO 法人

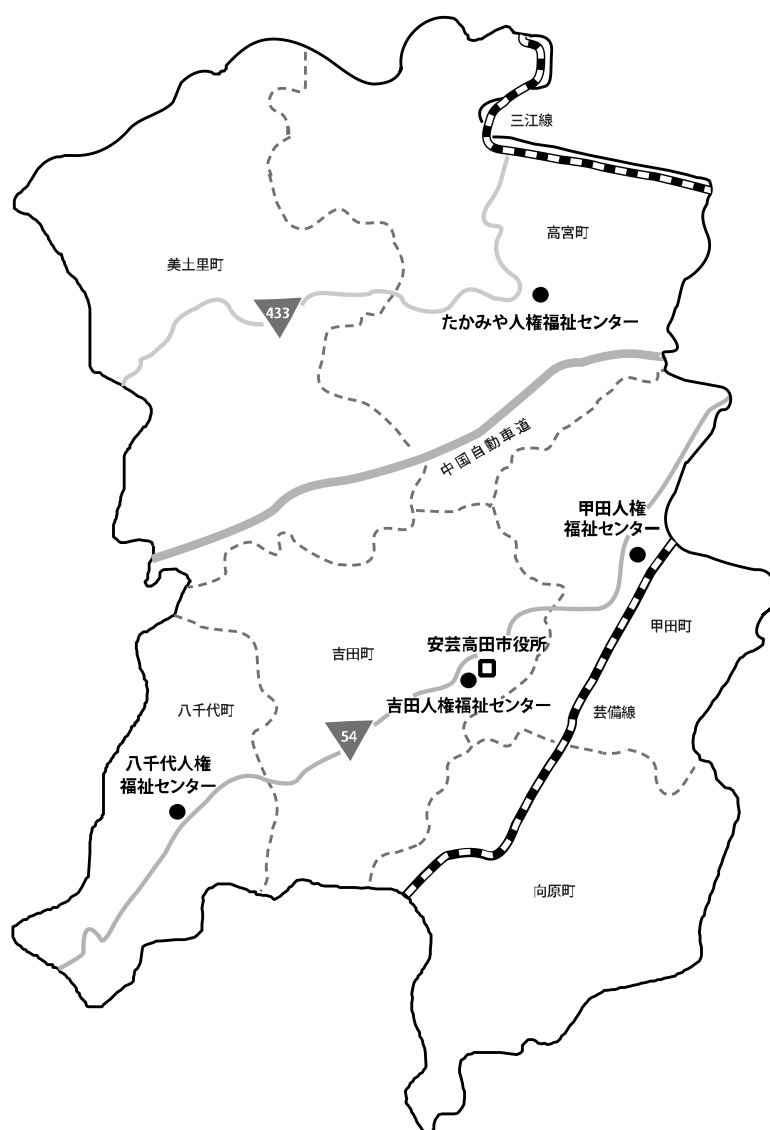
法人名称	主たる事務所の所在地	主たる目的 (活動の種類)	電話番号
江の川鮭の会	安芸高田市高宮町佐々部 983-13 たかみや人権会館内	【環境】江の川流域での鮭の放流に関する事業等	0824-44-7071
百華倶楽部	安芸高田市甲田町下小原 238-2	【環境】自然環境を生かした地域のコミュニティづくり	0826-45-3045
貴船	安芸高田市吉田町吉田 1781	【保健、医療、福祉】地域活動支援センター貴船ハウスの運営	0826-42-2967
コミュニティ・サービス・センター	安芸高田市高宮町房後 125-20	【まちづくり】コミュニティインフラの調査研究、行政機関等への助言支援協力	0826-57-1888
子育て応援隊 かんがるー	安芸高田市吉田町吉田 1970	【子ども】放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の運営	0826-42-5008
東アジア児童基金会	安芸高田市八千代町勝田 448	【子ども】東アジア地域の子ども・青少年の健全な育成・保護、国際協力活動	0826-52-3838
いきいきクラブ たかみや	安芸高田市高宮町佐々部 983-13	【学術】スポーツ、レクリエーション、文化活動による豊かな活力ある生活実現	0826-57-1925
如月	安芸高田市高宮町原田 2370-1	【保健、医療、福祉】行政機関へ相談できないトラブルを抱え困っている人への支援	0826-54-1110
安芸高田市国際交流協会	安芸高田市吉田町吉田 406	【国際協力】地域の国際交流活動、多文化共生活動の推進、国際化の寄与	0826-45-3088
ふるさとネット やすらぎ会	安芸高田市向原町長田 22-1 向原農村交流館やすらぎ内	【まちづくり】農村交流館やすらぎの運営。物品販売、都市との交流ほか	0826-46-3987
ぷらっとほーむ 小原	安芸高田市甲田町下小原 300-2	【まちづくり】地域活性化、安心して暮らせるまちづくり、地域振興の寄与	090-2294-2234

資料:広島県県民活動課のホームページから作成 2024年10月1日現在(設立順)

[資料2]人権福祉センター（隣保館）

施設名称	所在地	電話
吉田人権福祉センター	安芸高田市吉田町常友 1284-1	0826-42-2826
八千代人権福祉センター	安芸高田市八千代町佐々井 1329	0826-52-7500
たかみや人権福祉センター	安芸高田市高宮町佐々部 983-13	0826-57-1330
甲田人権福祉センター	安芸高田市甲田町高田原 1458	0826-45-4922

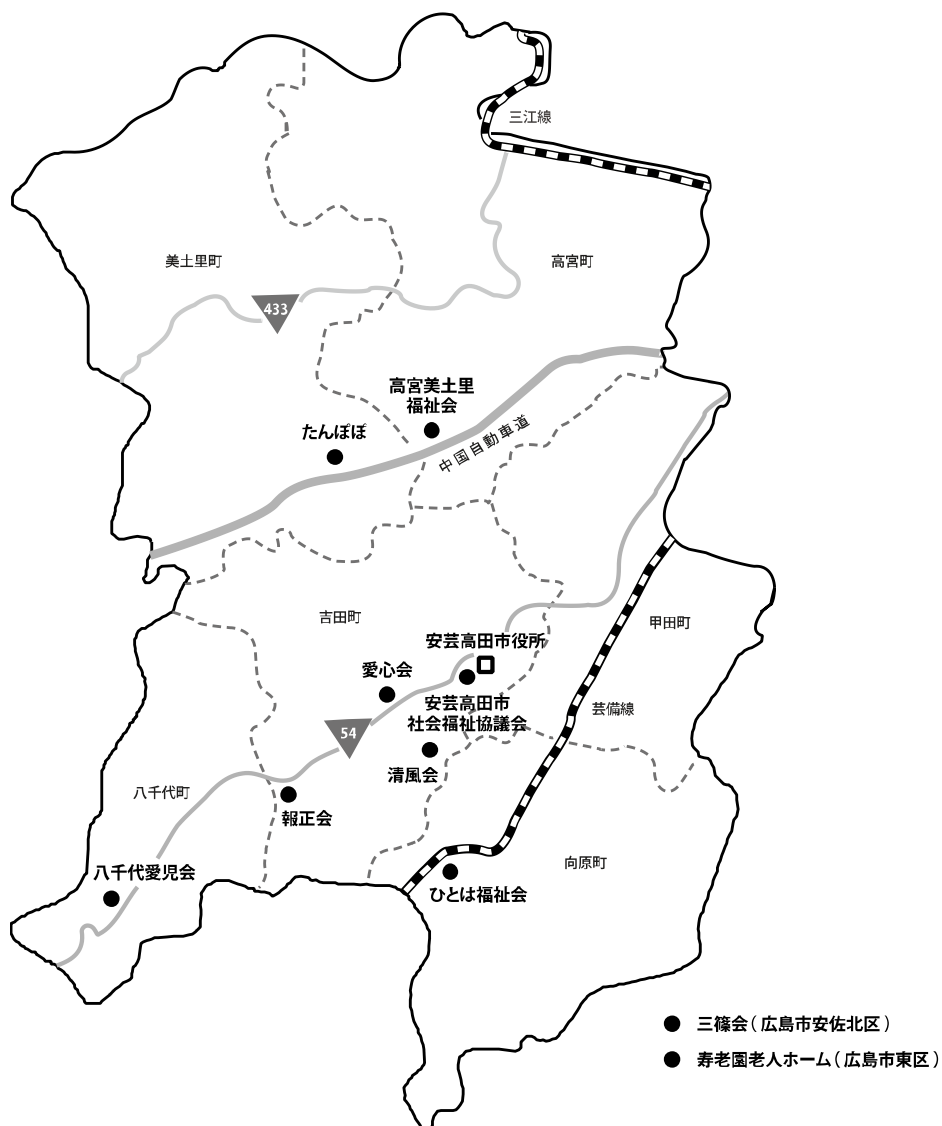
※八千代人権福祉センターは 2022 年度から、吉田人権福祉センターは 2023 年度から貸館業務のみとなっている。



[資料3]社会福祉法人（市内に施設・事業所を運営する法人）

法人名称	主たる事務所の所在地	所轄庁	電話
報正会	安芸高田市吉田町上入江 1986 - 1	安芸高田市	0828-43-1011
八千代愛児会	安芸高田市八千代町上根 1372 - 6		0826-52-3048
安芸高田市社会福祉協議会	安芸高田市吉田町常友 1564 - 2		0826-42-2941
愛心会	安芸高田市吉田町山手 647		0826-43-1776
たんぽぽ	安芸高田市美土里町横田 2320 - 1		0826-54-0368
ひとは福祉会	安芸高田市向原町長田 1857		0826-46-2960
高宮美土里福祉会	安芸高田市高宮町原田 10380 - 1		0826-57-1586
清風会	安芸高田市吉田町竹原 967	広島県	0826-43-0611
三篠会	広島市安佐北区白木町小越 10230	広島県	082-828-0123
寿老園老人ホーム	広島市東区山根町 38-23	広島市	082-263-3841

（所轄庁、法人番号順）



【資料４】 民生委員（児童委員）の活動状況実績

（単位：件）

	分野別相談・ 支援件数(年度中)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
吉田 地区協	高齢者に関すること	485 (0)	458 (0)	390 (0)	348 (0)	231 (0)
	障害者に関すること	177 (0)	69 (0)	37 (0)	23 (0)	7 (0)
	子どもに関すること	187 (0)	141 (0)	28 (0)	26 (2)	32 (3)
	その他	148 (0)	123 (0)	139 (0)	111 (0)	29 (0)
	計	997 (0)	791 (0)	594 (0)	508 (2)	299 (3)
八千代 地区協	高齢者に関すること	79 (0)	44 (0)	60 (0)	182 (0)	73 (0)
	障害者に関すること	5 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	子どもに関すること	5 (0)	8 (0)	2 (0)	6 (0)	2 (0)
	その他	18 (0)	13 (0)	14 (0)	114 (0)	20 (0)
	計	107 (0)	68 (0)	77 (0)	303 (0)	95 (0)
美土里 地区協	高齢者に関すること	129 (0)	183 (0)	144 (0)	84 (0)	67 (3)
	障害者に関すること	38 (0)	29 (0)	24 (0)	29 (0)	35 (0)
	子どもに関すること	22 (2)	7 (0)	64 (0)	114 (0)	136 (0)
	その他	45 (0)	44 (0)	72 (0)	37 (0)	49 (0)
	計	234 (2)	263 (0)	304 (0)	264 (0)	287 (3)
高宮 地区協	高齢者に関すること	419 (0)	252 (0)	237 (0)	250 (0)	224 (0)
	障害者に関すること	4 (0)	6 (0)	10 (0)	6 (0)	5 (0)
	子どもに関すること	64 (0)	27 (0)	26 (0)	22 (0)	10 (0)
	その他	119 (0)	78 (0)	120 (0)	171 (0)	42 (0)
	計	606 (0)	363 (0)	393 (0)	449 (0)	281 (0)

	分野別相談・ 支援件数(年度中)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
甲田 地区協	高齢者に関すること	417 (14)	293 (0)	373 (20)	418 (5)	387 (7)
	障害者に関すること	24 (0)	15 (0)	18 (0)	61 (0)	47 (0)
	子どもに関すること	91 (20)	45 (30)	29 (16)	35 (22)	13 (2)
	その他	71 (0)	72 (9)	77 (0)	134 (5)	521 (6)
	計	603 (34)	425 (39)	497 (36)	648 (32)	968 (15)
向原 地区協	高齢者に関すること	84 (27)	106 (30)	230 (47)	241 (42)	151 (32)
	障害者に関すること	20 (11)	12 (5)	26 (14)	35 (18)	43 (29)
	子どもに関すること	53 (30)	28 (19)	65 (62)	87 (87)	83 (82)
	その他	90 (0)	75 (2)	98 (0)	104 (3)	73 (2)
	計	247 (68)	221 (56)	419 (123)	467 (150)	350 (145)
計 (6地区協)	高齢者に関すること	1, 613 (41)	1, 336 (30)	1, 434 (67)	1, 523 (47)	1, 133 (42)
	障害者に関すること	268 (11)	134 (5)	116 (14)	155 (18)	137 (29)
	子どもに関すること	422 (52)	256 (49)	214 (78)	290 (111)	276 (87)
	その他	491 (0)	405 (11)	520 (0)	671 (8)	734 (8)
	計	2, 794 (104)	2, 131 (95)	2, 284 (159)	2, 639 (184)	2, 280 (166)

(注)上段:民生委員の相談件数

下段:主任児童委員の相談件数(再掲)

資料:福祉行政報告例

[資料5]安芸高田市人権会館・人権福祉センター相談事業実績

(単位：件)

施設名	相談区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
吉田人権福祉センター	生活相談	101	88	110	105	
	健康相談	2	2	4	4	
	教育相談	2	2	0	1	
	育児相談	0	2	2	5	
	行政相談	2	1	5	1	
	人権相談	0	1	0	0	
	その他相談	11	16	16	4	
	定期相談会	33	40	40	57	
	合計	151	152	177	177	
八千代人権福祉センター	生活相談	13	10	13		
	健康相談	0	1	3		
	教育相談	0	2	0		
	育児相談	0	0	10		
	法律相談	14	14	14		
	その他相談	0	6	20		
	合計	27	33	60		
たかみや人権福祉センター	生活相談	122	127	127	34	19
	健康相談	0	0	0	0	0
	教育相談	0	0	0	9	2
	福祉相談	5	5	6	3	9
	総合窓口相談	0	0	0	18	13
	合計	127	132	133	64	43
甲田人権福祉センター	生活相談	66	41	11	10	2
	健康相談	0	0	0	0	0
	教育相談	165	117	0	0	17
	育児相談	0	0	0	0	随時
	訪問相談	0	0	0	0	11
	その他相談	272	124	115	21	3
	合計	503	282	126	31	33

	相談区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
総計（4施設）	生活相談	302	266	261	149	21
	健康相談	2	3	7	4	0
	教育相談	167	121	0	10	19
	育児相談	0	2	12	5	随時
	行政相談	2	1	5	1	0
	人権相談	0	1	0	0	0
	定期相談会	33	40	40	57	0
	法律相談	14	14	14	0	0
	福祉相談	5	5	6	3	9
	総合窓口相談	0	0	0	18	13
	訪問相談	0	0	0	0	11
	その他相談	283	146	151	25	3
	総計	808	599	496	272	76

資料：隣保館運営等実績報告より抜粋

※八千代人権福祉センターは 2022 年度から、吉田人権福祉センターは 2023 年度から貸館業務のみとなったため、相談実績はない。

[資料6]安芸高田市の身寄りのない方の死亡取扱件数

(単位：件)

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
1	1	1	1	3	2	(5)

資料：安芸高田市福祉保健部社会福祉課

※2024 年度の数値は、2024 年4月1日から 11 月 31 日までの実績値

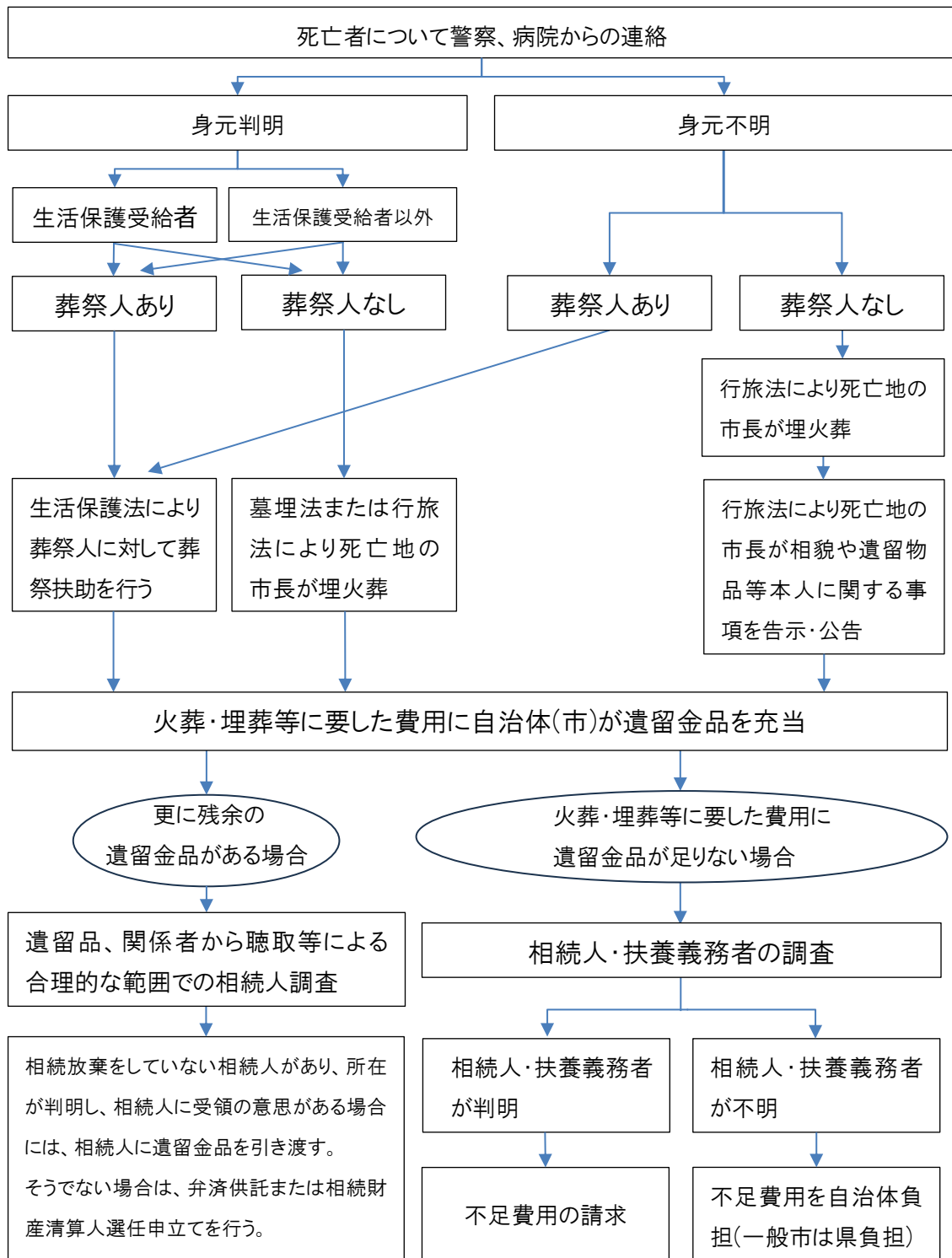
「身寄りのない方が亡くなった場合どうなるのか」という問い合わせが、当市にも近年多く寄せられており、実際に本市でも市長(福祉事務所に委任)が死亡事項記載申出書(死亡届に相当)を行った件数も近年増加しています。

団塊の世代が全員75歳以上となり、高齢者や単身世帯、家族と離れて暮らす方が増加し、親族や地域とのつながりが薄くなったことが主な要因と考えています。

実際に、自治体が死亡の手続きをする場合には、警察や病院からの通報がほとんどで相続人調査などの事務負担も多く、生前中に社会から孤立しないように、終活ノートを作成する等、何かあったときに備えるよう取り組む必要が迫られています。

ちなみに、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引(改訂版)」(令和3年3月(令和5年7月改訂)、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、厚生労働省社会・援護局保護課、法務省民事局民事第一課、法務省民事局商事課、法務省民事局参事官室)により、事務手続きを行います。

身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ



資料:「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引(改訂版)」(令和3年3月(令和5年7月改訂)、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、厚生労働省社会・援護局保護課、法務省民事局民事第一課、法務省民事局商事課、法務省民事局参事官室)を一部改編

5 関連計画・報告書一覧

(分野別順)

「人がつながる田園都市 安芸高田ー第2次安芸高田市総合計画ー」

策定年月	2015 年3月	作成者	安芸高田市企画振興部政策企画課
根拠法	—	策定期間	2015 年度～2024 年度
概要	本市が策定する計画のすべての基本となる最上位計画で、今後 10 年を見越した行政運営の総合的な指針。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層からなる。「百万一心、未来へつながる安芸高田市」への変更。現在、第3次計画を策定中。		

「安芸高田市社会福祉協議会第3次中期経営計画(第3次地域福祉活動計画)」

策定年月	2025 年3月	作成者	社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議会
根拠法	—	策定期間	2025 年度～2029 年度
概要	2025 年度から 2029 年度までの、発展安定した社会福祉協議会の経営を行うことと、地域福祉の推進を目指すために策定された計画。		

「安芸高田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」

策定年月	2024 年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部保険医療課・社会福祉課
根拠法	老人福祉法第 20 条の8第1項 介護保険法第 117 条第1項	策定期間	2024 年度～2026 年度
概要	高齢者福祉計画と介護保険事業計画を併せ持つ計画。		

「第3次安芸高田市障害者プラン・安芸高田市障害福祉計画(第7期)」

策定年月	2021 年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部社会福祉課
根拠法	障害者基本法第 11 条第3項 障害者総合支援法第 88 条	策定期間	2021 年度～2026 年度 2024 年度～2026 年度
概要	障害者に関する基本計画である市町村障害者計画と、障害福祉サービスに関する市町村障害福祉計画を併せ持つ計画。		

「安芸高田市障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)」

策定年月	2024 年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部社会福祉課
根拠法	障害者総合支援法第 88 条第1項 児童福祉法第 33 条の 20 第1項	策定期間	2024 年度～2026 年度 2024 年度～2026 年度
概要	障害者と障害児の障害福祉サービス等に関する市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画を併せ持つ計画。		

「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」

策定年月	2025 年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部子育て支援課
根拠法	子ども・子育て支援法第61条 次世代育成支援対策推進法	策定期間	2025 年度～2029 年度
概要	市町村子ども・子育て支援事業計画と市町村行動計画の性格を併せ持つ計画。		

「健康あきたかた21計画(第3次)」

策定年月	2024 年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部保健医療課
根拠法	健康増進法第8条 食育基本法第8条	策定期間	2024 年度～2035 年度
概要	市町村健康増進計画と市町村食育推進計画を併せ持つ計画。		

「安芸高田市自殺対策計画(第3次)」

策定年月	2024 年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部健康長寿課
根拠法	自殺対策基本法第13条第2項	策定期間	2024 年度～2035 年度
概要	市町村自殺対策計画。		

「安芸高田市子育て支援に関するアンケート調査報告書」

策定年月	2024 年3月	作成者	安芸高田市福祉保健部子育て支援課
根拠法	—	策定期間	—
概要	2024 年2月～3月にアンケート調査を実施した報告書。子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、確保すべき教育・保育、子育て支援の「量の見込み」を算出し、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するとともに、保護者が子育てについて日頃考えていること等を調査・分析し、効果的な施策を展開していくための基礎資料。		

「健康あきたかた 21 計画(第3次)アンケート調査報告書」

策定年月	2023 年9月	作成者	安芸高田市福祉保健部保健医療課
根拠法	—	策定期間	—
概要	2023 年7月にアンケート調査を実施した報告書。健康増進計画の策定にあたって、市民の健康づくりに関する意識及び行動の実態を調査・分析し、効果的な施策を展開していくための基礎資料。		

6 地域福祉年表

◆安芸高田市における社会福祉の歴史◆

年月	高田郡6町及び安芸高田市の動き	年月	国の動き
		1948 年	民生委員法制定
		1950 年	新生活保護法制定
1957 年 11 月	財団法人愛児会、設立		
1968 年 4 月	社会福祉法人美土里町社会福祉協議会、 設立		
1969 年 1 月	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会、 設立		
1970 年 4 月	社会福祉法人高宮町社会福祉協議会、 設立		
1971 年 4 月	社会福祉法人向原町社会福祉協議会、 設立		
1972 年 3 月	社会福祉法人清風会、設立		
1973 年 3 月	社会福祉法人八千代町社会福祉協議会、 設立		
1976 年 5 月	社会福祉法人甲田町社会福祉協議会、 設立		
1978 年 6 月	社会福祉法人愛心会、設立認可		
1979 年 9 月	社会福祉法人報正会、設立認可		
1982 年 1 月	社会福祉法人ちとせ会、設立認可		
		1983 年 10 月	市町村社協法制化
		1987 年	社会福祉士及び介護 福祉士法制定
		1989 年	「高齢者保健福祉推 進十カ年戦略」（ゴー ルドプラン）策定

年月	高田郡6町及び安芸高田市の動き	年月	国の動き
1991 年 4 月	社会福祉法人高宮美土里福祉会、 設立認可		
1994 年 9 月	社会福祉法人ひとは福祉会、設立認可	1994 年	21 世紀福祉ビジョン 策定、新ゴールドプラ ンの策定 (1995～1999 年度)
		1998 年 12 月	特定非営利活動促進 法（NPO 法）、施行
		1999 年	ゴールドプラン 21 の 策定 (2000～2004 年度)
		2000 年	介護保険制度スタート 成年後見制度導入
		2001 年	社会保障改革大綱
2002 年 12 月	社会福祉法人たんぽぽ、設立認可		
2004 年 3 月	高田郡6町が合併し、安芸高田市が誕生		
2004 年 3 月	社会福祉法人安芸高田市社会福祉協議 会、設立認可		
		2005 年	障害者自立支援法、成 立（2006 年4、10 月 施行）
		2006 年 4 月	高齢者虐待の防止、高 齢者の擁護者に対す る支援等に関する法 律、施行
		2007 年	社会福祉士及び介護 福祉士法改正
2009 年 4 月	社会福祉協議会と保育所を運営する社会 福祉法人の所轄庁は、県条例で市となる （広島県特例条例による権限移譲）		
		2012 年	社会保障制度改革推 進法制定 社会保障制度改革国 民会議の設置

年月	高田郡6町及び安芸高田市の動き	年月	国の動き
2013 年 4 月	単一市内にある社会福祉法人の所轄庁は、法律で市となる（法定移譲）	2013 年 4 月	地域主権改革第2次一括法による社会福祉法改正により、社会福祉法人の所轄庁が変更
2013 年 11 月 12 月	社会福祉法人八千代愛児会、設立認可 財団法人愛児会、解散		
		2014 年 4 月	消費税率8%にアップ
		2015 年 4 月	生活困窮者自立支援法、施行
		2016 年	『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置（厚生労働省）
		2017 年 4 月	社会福祉法人制度改革を目的とした改正社会福祉法全面施行
		2018 年 4 月	地域共生社会実現を目指す社会福祉法改正施行
		2018 年	生活困窮者自立支援法改正 生活保護法改正 生活保護基準改正
2023 年 4 月	社会福祉法人ちとせ会、解散し、清風会と合併		
		2024 年 4 月	孤独・孤立対策推進法施行

7 用語解説

※掲載ページはその用語が最初に掲載されたページです。

用語	解説
アルファベット	
DV(59 ㊦)	Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。家庭内やパートナー間等の親密な関係性の中において振るわれる暴力一般。
NPO(33 ㊦)	Non-profit Organization(ノンプロフィット・オーガナイズেশョン:民間非営利組織)の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。法人格の有無を問わず、地域福祉を担う一員として期待されている。
あ行	
アウトリーチ(46 ㊦)	直訳すると「外へ手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、支援が必要でありながらも届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセスのことを指す。
か行	
核家族(1㊦)	一組の夫婦と未婚の子から成る家族。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。
かけはし(67 ㊦)	高齢や障害等により、福祉や介護サービスの利用申し込み、契約がひとりでは難しい時、サービス利用のための援助をしたり、日常的な金銭管理と支払い等の代行により、望まない買い物や契約等で損害を受けないよう支援する事業。
基幹相談支援センター(3㊦)	障害のある人のための第一次相談窓口として、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。必要に応じて地域の関係者と連携し、総合的に支援を行うことを目的とする施設。
協働(1㊦)	共通の目的のために、お互いに認め合いながら協力して働くこと。
権利擁護(36 ㊦)	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。
高齢化率(14 ㊦)	65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。
ごみ屋敷(42 ㊦)	建築物又はその敷地、あるいは集合住宅における個別専用部分又はベランダや廊下等の共有部分に、物品が堆積又は放置されることに起因して、病害虫、ネズミ若しくは悪臭の発生、又は火災若しくは物の崩壊のおそれがある建築物等をいう。 ※公益財団法人日本都市センターによる「都市自治体の「住宅荒廃」問題に関するアンケート」調査における用語の定義

さ行	
災害ボランティアセンター (55 号)	ボランティアの力を借りたい被災者とボランティアをつなぐ、主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。
サロン(27 号)	高齢者や障害者、子育て家庭等が地域の中で孤立した生活を送ることがないように、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換等の場。
自治会(13 号)	近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域をつくっていくため、人のつながりを基にした自主的に組織された任意団体。
児童扶養手当(24 号)	ひとり親家庭に対する自立を支援するための手当で、市町村へ申請する。
社会的孤立(42 号)	家族や地域社会との関係が希薄で、他の人との接触がほとんどない状態。
社会福祉(2号)	国民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として行われる社会的な方策又は行動体系。
社会福祉協議会(7号)	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域福祉において中核となる組織。
社会福祉法(2号)	社会福祉の目的や理念、原則に関する法。各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項も規定している。
就学援助(25 号)	経済的理由により、就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が行う就学に要する諸経費の援助。援助の内容は各市町村によって異なり、申請が必要。
生活困窮者(2号)	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。地域福祉においてどのように早期に悩みを発見して支えていくかが課題となる。
生活困窮者自立支援制度 (2号)	生活困窮者自立支援法の施行を受け、2015 年度から始まった制度。社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている人への支援(第2のセーフティネット)を強化する趣旨のもの。
成年後見制度(1号)	知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

た行	
地域共生社会(1㉟)	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域コミュニティ(4㉟)	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。
地域住民(1㉟)	地域に住む住民、地域福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。
地域生活課題(1㉟)	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。
地域福祉活動計画(9㉟)	行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画。社会福祉協議会が策定する。
地域福祉計画(1㉟)	社会福祉法第107条の規定に基づき、高齢者、児童、障害者等の分野に関して総合的な政策の方向性を示す計画。
地域包括支援センター(13㉟)	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口。
閉じこもり(36㉟)	1日のほとんどを家の中あるいはその周辺(庭先程度)で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて縮小した状態。身体的、心理的、社会・環境要因により、閉じこもりとなる高齢者が多い。
な行	
認知症(1㉟)	いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害(物忘れ等)、精神症状・行動障害(幻覚、妄想、徘徊等)、神経症状(パーキンソン症状等)等がみられる。
認知症サポーター(49㉟)	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

は行	
8050 問題(1㉮)	親が 80 代、子が 50 代を迎えたまま孤立し、生きることに行き詰る等して、これまで見えづかった地域課題。 ※「～地域包括支援センターにおける「8050」事例への対応に関する調査～」報告書、特定非営利法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会、2019 年3月、厚生労働省平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業より
パブリックコメント(11㉮)	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。
バリアフリー(59㉮)	高齢者、障害者、児童等が生活する上での障壁(バリアー)を取り除くという考え方。交通機関や家の設備等で取り入れられる観点となる。
ひきこもり(1㉮)	「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義されている。 ※「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」(厚生労働省、2010 年5月 19 日公表)
避難行動要支援者(2㉮)	災害時に避難する際、支援が必要な人のこと。高齢者、障害者等、いざという時にどのように安全を確保するかが重要となる。
保護観察(74㉮)	犯罪をした人または非行のある少年が、社会で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。
ま行	
民生委員・児童委員(11㉮)	民生委員法・児童福祉法に基づき、地域福祉向上のために厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。地域住民の相談を受け、解決の手伝いをする。守秘義務がある。
や行	
ユニバーサルデザイン(59㉮)	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。
要約筆記(49㉮)	聴覚に障害のある人等のために、会議や講演会等で話されている内容の要点をまとめて紙に書いたり、パソコンで打ち出す等、文字で情報を伝えること。
ら行	
療育手帳(21㉮)	知的障害者へ都道府県知事が発行する障害者手帳。障害福祉サービスが受けやすくなる。

安芸高田市地域福祉計画(第2次)

～地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら
暮らすことができる「地域共生社会」の実現～

発行年月 2025年3月

発行者 安芸高田市 福祉保健部 社会福祉課

住 所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

T E L 0826-42-5615 F A X 0826-42-2130